

平成30年第4回小山町議会6月定例会会議録

平成30年6月5日(第1日)

召集の場所 小山町役場議場

開 会 午前10時00分 宣告

出席議員 1番 遠藤 豪君 2番 佐藤 省三君
3番 鈴木 豊君 4番 池谷 弘君
5番 藺田 豊造君 6番 阿部 司君
7番 高畑 博行君 8番 渡辺 悦郎君
9番 込山 恒広君 11番 池谷 洋子君
12番 米山 千晴君

欠席議員 なし

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	副 町 長	室伏 博行君
副 町 長	杉本 昌一君	教 育 長	天野 文子君
企画総務部長	湯山 博一君	住民福祉部長	小野 一彦君
経済建設部長	野木 雄次君	未来創造部長	遠藤 正樹君
オリンピック・パラリンピック推進課長	池谷 精市君	教育次長兼こども育成課長	長田 忠典君
町長戦略課長	後藤 喜昭君	シティプロモーション推進課長	勝又 徳之君
総務課長	大庭 和広君	税 務 課 長	渡邊 辰雄君
住民福祉課長	渡邊 啓貢君	介護長寿課長	山本 智春君
建設課長	山口 幸治君	農 林 課 長	前田 修君
上下水道課長	渡辺 史武君	未来拠点課長	清水 良久君
おやまで暮らそう課長	岩田 幸生君	都市整備課長	高村 良文君
総務課副参事	米山 仁君		

職務のために出席した者

議会事務局長	岩田 芳和君	議会事務局書記	小野 利幸君
会議録署名議員	4番 池谷 弘君		5番 藺田 豊造君

散 会 午前11時24分

(議 事 日 程)

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 町長提案説明
- 日程第4 報告第2号 町営住宅家賃に係る債権放棄の報告について
- 日程第5 報告第3号 平成29年度小山町一般会計予算継続費繰越計算書の報告について
- 日程第6 報告第4号 平成29年度小山町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第7 報告第5号 平成29年度小山町一般会計予算事故繰越繰越計算書の報告について
- 日程第8 報告第6号 平成29年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第9 報告第7号 平成29年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計予算事故繰越繰越計算書の報告について
- 日程第10 報告第8号 平成29年度小山町上野工業団地造成事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第11 報告第9号 平成29年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第12 報告第10号 平成29年度小山町水道事業会計予算継続費繰越計算書の報告について
- 日程第13 報告第11号 平成29年度小山町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第14 議案第51号 土地の取得について
- 日程第15 議案第52号 土地の取得について
- 日程第16 議案第53号 土地の取得について
- 日程第17 議案第54号 町道路線の変更について
- 日程第18 議案第55号 小山町木質バイオマス発電所の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第19 議案第56号 小山町都市計画税条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第57号 小山町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第58号 小山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第59号 平成30年度一般会計補正予算（第2号）

○議長（米山千晴君） おはようございます。本日は御苦労さまです。

議 事

午前10時00分 開会

○議長（米山千晴君） ただいま出席議員は11人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから、平成30年第4回小山町議会6月定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

議事日程に入る前に、議長における諸般の報告をいたします。概要につきましては、お手元に配付しましたとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（米山千晴君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第128条の規定によって、4番 池谷 弘君、5番 菌田豊造君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（米山千晴君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月21日までの17日間にしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から6月21日までの17日間に決定しました。

なお、会期中の審議予定表をお手元に配付してございますので、これに御協力を賜りたいと思えます。

ただいま、町長から議案が提出されました。職員に議案を朗読させます。事務局長。

（事務局長 議案表朗読）

日程第3 町長提案説明

○議長（米山千晴君） 日程第3 町長提案説明を議題とします。

本定例会に提出されました報告第2号から議案第59号までの19議案について、町長から提案説明を求めます。町長 込山正秀君。

○町長（込山正秀君） おはようございます。

平成30年第4回小山町議会6月定例会を開催するに当たり、議員の皆様には御出席をいただき、

ありがとうございます。

今回、提案いたしましたのは、債権放棄の報告1件、平成29年度繰越計算書の報告9件、土地の取得3件、町道路線の変更1件、条例の制定、一部改正4件、平成30年度補正予算1件の合計19件であります。

はじめに、報告第2号 町営住宅家賃に係る債権放棄の報告についてであります。

本件は、小山町営住宅家賃管理条例第11条第1項に基づき、町営住宅の家賃に係る債権を放棄したため、同条例第11条第2項の規定により報告するものであります。

次に、報告第3号 平成29年度小山町一般会計予算継続費繰越計算書の報告についてであります。

これは、平成29年度から平成32年度までの4カ年で継続費を設定しております足柄SA周辺地区開発道路整備事業ほか4件の継続事業につきまして、平成29年度事業費の未執行額を逐次繰越し、平成30年度の事業とあわせて執行するもので、地方自治法の規定に基づき、議会に報告するものであります。

次に、報告第4号 平成29年度小山町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

本件は、平成29年小山町議会6月定例会、12月定例会及び平成30年3月定例会で繰越明許費の設定の御承認をいただきました庁舎別棟建設事業ほか17事業につきまして、平成30年度への繰越額が確定しましたので、地方自治法の規定に基づき、議会に報告するものであります。

次に、報告第5号 平成29年度小山町一般会計予算事故繰越繰越計算書の報告についてであります。

水利組合との工程調整の結果、年度内に完了することができなかった町道1207号線道路改良舗装工事ほか2事業につきまして、地方自治法の規定に基づき、議会に報告するものであります。

次に、報告第6号 平成29年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

本件は、本年、小山町議会3月定例会で繰越明許費の設定の御承認をいただきました工事監理及び水文調査につきまして、平成30年度への繰越額が確定しましたので、地方自治法の規定に基づき、議会に報告するものであります。

次に、報告第7号 平成29年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計予算事故繰越繰越計算書の報告についてであります。

年度内に完了することができなかった配水管敷設工事につきまして、地方自治法の規定に基づき、議会に報告するものであります。

次に、報告第8号 平成29年度小山町上野工業団地造成事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

本件は、本年、小山町議会3月定例会で繰越明許費の設定の御承認をいただきました自然環境

調査ほか2事業につきまして、平成30年度への繰越額が確定しましたので、地方自治法の規定に基づき、議会に報告するものであります。

次に、報告第9号 平成29年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

本件は、本年、小山町議会3月定例会で繰越明許費の設定の御承認をいただきました工事監理及び施設整備につきまして、平成30年度への繰越額が確定しましたので、地方自治法の規定に基づき、議会に報告をするものであります。

次に、報告第10号 平成29年度小山町水道事業会計予算継続費繰越計算書の報告についてであります。

これは、平成28年度から平成30年度までの3カ年で継続費を設定しております湯船原工業団地配水施設整備事業につきまして、平成29年度事業費の未執行額を逐次繰越し、平成30年度の事業とあわせて執行するもので、地方公営企業法の規定に基づき、議会に報告するものであります。

次に、報告第11号 平成29年度小山町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてであります。

本件は、静岡県企業局発注工事である小山湯船原工業団地地域振興整備事業の造成工事との工程調整に伴い、工程に遅れが生じた湯船原工業団地送・配水管布設工事ほか2事業につきまして、地方公営企業法の規定に基づき、議会に報告するものであります。

次に、議案第51号から第53号までの土地の取得についてであります。

今回取得します土地は、いずれも小山町上野工業団地造成事業の事業用地として取得するもので、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第54号 町道路線の変更についてであります。

本案は、小山町新柴地内で計画されている産業廃棄物最終処分場の事業計画区域内の私有地に、現在認定されている町道2339号線と、この路線に影響する町道2342号線を路線変更することについて、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第55号 小山町木質バイオマス発電所の設置及び管理に関する条例の制定についてであります。

本案は、三来拠点事業の林業エリアに木質バイオマス発電所が完成することに伴い、その設置と管理等を定めるため、新たに条例を制定するものであります。

次に、議案第56号 小山町都市計画税条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、議会5月臨時会において議決された小山町都市計画税条例について、平成30年3月31日に公布された地方税法の一部を改正する法律の規定に合わせるため、小山町都市計画税条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第57号 小山町介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、介護保険法施行令の改正により、第1号被保険者の保険料段階の判定基準となる合計所得金額について、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額を用いること

とされたことにより、小山町介護保険条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第58号 小山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、関連条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第59号 平成30年度小山町一般会計補正予算（第2号）につきましては、既定の予算総額に、歳入歳出それぞれ4,231万円を追加し、予算の総額を126億1,778万5,000円とするとともに、繰越明許費を設定するものであります。

以上、報告第2号から議案第59号までの提案説明を終わります。

なお、各議案の審議に際し、担当部長等からそれぞれ補足説明をいたしますので、よろしくお願いたします。

以上であります。

日程第4 報告第2号 町営住宅家賃に係る債権放棄の報告について

○議長（米山千晴君） 日程第4 報告第2号 町営住宅家賃に係る債権放棄の報告についてを議題とします。

報告を求めます。未来創造部長 遠藤正樹君。

○未来創造部長（遠藤正樹君） 報告第2号 町営住宅家賃に係る債権放棄の報告についてであります。

本件は、町営住宅の家賃に係る債権を小山町営住宅家賃管理条例第11条第1項に基づき放棄したため、同条第2項の規定により報告するものであります。

債権放棄の内訳は、同条第1項第1号に該当する、著しい生活困窮状態で資力の回復が困難と認められるものが4件、同項第4号に該当する家賃の時効が完成し、債務者が死亡または行方不明等で所在が明らかでないものが8件、計12件で、金額は332万9,140円であります。

これにより、平成29年度に放棄した債権は合計19件で、626万3,840円となります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 部長の報告は終わりました。

本報告は、小山町営住宅家賃管理条例第11条第2項の規定による報告ですので、御了承願います。

日程第5 報告第3号 平成29年度小山町一般会計予算継続費繰越計算書の報告について

○議長（米山千晴君） 日程第5 報告第3号 平成29年度小山町一般会計予算継続費繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告を求めます。企画総務部長 湯山博一君。

○企画総務部長（湯山博一君） 報告第3号 平成29年度小山町一般会計予算繰越費繰越計算書の報告についてであります。

議案書の3ページを御覧ください。

平成29年度から平成32年度までの4カ年で設定している足柄S A周辺地区開発道路整備事業、平成26年度から平成30年度までの5カ年で設定しております町道3975号線道路整備事業（一色工区）、平成28年度から平成32年度までの5カ年で設定をしております町道3975号線外1道路整備事業（用沢工区）、平成28年度から平成30年度までの3カ年で設定をしております東名足柄サービスエリアスマートインターチェンジ道路整備事業及び平成29年度から平成31年度の3カ年で設定している森村橋修景・復元事業の計5件の継続事業につきまして、平成29年度事業費の未執行額を逓次繰越し、平成30年度の事業費と合わせて執行いたしますので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものであります。

平成30年度へ逓次繰越いたしました合計額は、1億7,649万1,849円であります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 部長の報告は終わりました。

本報告は、地方自治法施行令第145条第1項の規定による報告ですので、御了承願います。

日程第6 報告第4号 平成29年度小山町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（米山千晴君） 日程第6 報告第4号 平成29年度小山町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告を求めます。企画総務部長 湯山博一君。

○企画総務部長（湯山博一君） 報告第4号 平成29年度小山町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

本件は、平成29年小山町議会6月定例会、12月定例会及び平成30年小山町議会3月定例会におきまして、小山町一般会計補正予算により、繰越明許費の設定を御承認いただきました18件につきまして、それぞれの繰越額が確定いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

議案書は5ページを御覧ください。

内容につきましては、平成29年度小山町一般会計予算繰越明許費繰越計算書に記載されておりますように、庁舎横に倉庫及び会議室を整備する庁舎別棟建設事業が3,507万1,000円、御殿場市・小山町広域行政組合からの受託事業であります広域行政組合R D Fセンター解体が2億9,724万2,000円、国の補正予算による地方創生拠点整備交付金を活用する農村活性化センター特産品製造拠点整備事業が4,162万円、湯船原地区での熱供給事業基本設計が259万2,000円、湯船原工業団地地区計画に係る都市計画決定支援等業務が421万2,000円、小山P A周辺地区自然環境調査業務委託が810万円、小山P A周辺地区立竹木調査業務が2,000万円、湯船原地区内の南北幹線用地取得

事業が4,575万6,000円、落合地区の町道1004号線道路整備事業が4,484万1,108円、国道246号から湯船原地区への湯船原アクセス道路整備事業が1億2,400万円、社会資本整備総合交付金事業である町道1065号線道路改良事業が1,778万円、新東名関連町道整備事業が1,340万円、道路構造物長寿命化事業が6,478万5,452円、東名足柄関連町道整備事業が3,256万8,000円、防衛省の補助事業で町道3866号線舗装工事の防衛施設道路整備事業が7,408万1,635円、落合社宅解体が4,500万円、大胡田用沢線物件補償が30万2,498円、足柄駅交流センター基本設計が500万円、以上合計18件、8億7,635万1,693円を平成30年度へ繰り越しするものであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 部長の報告は終わりました。

本報告は、地方自治法施行令第146条第2項の規定による報告ですので、御了承願います。

日程第7 報告第5号 平成29年度小山町一般会計予算事故繰越繰越計算書の報告について

○議長（米山千晴君） 日程第7 報告第5号 平成29年度小山町一般会計予算事故繰越繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告を求めます。企画総務部長 湯山博一君。

○企画総務部長（湯山博一君） 報告第5号 平成29年度小山町一般会計予算事故繰越繰越計算書の報告についてであります。

議案書は8ページを御覧ください。

本件は、工事区間内の農業用水路の改修に当たり、水利組合との工程調整の結果、農繁期を避けた工事実施となり、年度内に完成できなかったことによる町道1207号線道路改良舗装工事324万円、3月初旬の集中豪雨による土砂の流入により年度内に完成できなかった町道4198号線道路改良舗装工事（その2）706万4,000円、用地取得におきまして用地測量に伴う境界確定に不測の時間を要し、土地売買契約を締結しましたが、登記が完了できなかった町道1626号線道路用地買収38万4,136円の合計3件、1,068万8,136円を地方自治法第220条第3項ただし書きの規定により事故繰越をいたしましたので、同法施行令第150条第3項の規定により報告をするものであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 部長の報告は終わりました。

本報告は、地方自治法施行令第150条第3項の規定による報告ですので、御了承願います。

日程第8 報告第6号 平成29年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（米山千晴君） 日程第8 報告第6号 平成29年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告を求めます。未来創造部長 遠藤正樹君。

○未来創造部長（遠藤正樹君） 報告第6号 平成29年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

本件は、平成30年小山町議会3月定例会におきまして、同会計補正予算により繰越明許費の設定を御承認いただきました2件につきまして、それぞれ繰越額が確定いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

議案書の10ページを御覧ください。

内容につきましては、造成工事に関連する工事監理が950万4,000円、水文調査が2,549万6,000円、計3,500万円を平成30年度へ繰り越すものであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 部長の報告は終わりました。

本報告は、地方自治法施行令第146条第2項の規定による報告ですので、御了承願います。

日程第9 報告第7号 平成29年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計予算事故繰越繰越計算書の報告について

○議長（米山千晴君） 日程第9 報告第7号 平成29年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計予算事故繰越繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告を求めます。未来創造部長 遠藤正樹君。

○未来創造部長（遠藤正樹君） 報告第7号 平成29年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計予算事故繰越繰越計算書の報告についてであります。

本件は、施工箇所に隣接する静岡県企業局所管の工業団地造成工事の工程管理に伴い、年度内に完成できなかった配水管敷設工事392万4,000円を、地方自治法第220条第3項ただし書きの規定により事故繰越といたしましたので、同法施行令第150条第3項の規定により報告するものであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 部長の報告は終わりました。

本報告は、地方自治法施行令第150条第3項の規定による報告ですので、御了承願います。

日程第10 報告第8号 平成29年度小山町上野工業団地造成事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（米山千晴君） 日程第10 報告第8号 平成29年度小山町上野工業団地造成事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告を求めます。未来創造部長 遠藤正樹君。

○未来創造部長（遠藤正樹君） 報告第8号 平成29年度小山町上野工業団地造成事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

本件は、平成30年小山町議会3月定例会におきまして、同会計補正予算により繰越明許費の設定を御承認いただきました3件につきまして、それぞれ繰越額が確定いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

内容につきましては、事業区域内の動植物に対する影響を調査する自然環境調査が1,857万6,000円、土地造成基本設計が3,240万円、事業用地取得が2億3,030万円、計2億8,127万6,000円を平成30年度へ繰り越すものであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 部長の報告は終わりました。

本報告は、地方自治法施行令第146条第2項の規定による報告ですので、御了承願います。

日程第11 報告第9号 平成29年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（米山千晴君） 日程第11 報告第9号 平成29年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告を求めます。未来創造部長 遠藤正樹君。

○未来創造部長（遠藤正樹君） 報告第9号 平成29年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

本件は、平成30年小山町議会3月定例会におきまして、同会計補正予算により繰越明許費の設定を御承認いただきました2件につきまして、それぞれ繰越額が確定いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

内容につきましては、建築工事に伴う工事監理が572万4,000円、木質バイオマス発電所を整備する施設整備が6,680万6,000円、計7,253万円を平成30年度へ繰り越すものであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 部長の報告は終わりました。

本報告は、地方自治法施行令第146条第2項の規定による報告ですので、御了承願います。

日程第12 報告第10号 平成29年度小山町水道事業会計予算継続費繰越計算書の報告について

○議長（米山千晴君） 日程第12 報告第10号 平成29年度小山町水道事業会計予算継続費繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告を求めます。経済建設部長 野木雄次君。

○経済建設部長（野木雄次君） 報告第10号 平成29年度小山町水道事業会計予算継続費繰越計算書の報告についてであります。

議案書は18ページを御覧ください。

本件は、平成28年度から平成30年度までの3カ年で継続費を設定しています湯船原工業団地配

水施設整備工事につきまして、平成29年度事業費の未執行額を逡次繰越し、平成30年度の事業費と合わせて執行しますので、地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定に基づき、報告するものであります。

平成30年度へ逡次繰越いたしました額は6,831万1,000円で、内訳につきましては、委託料94万1,000円、工事請負費6,737万円であります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 部長の報告は終わりました。

本報告は、地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定による報告ですので、御了承願います。

日程第13 報告第11号 平成29年度小山町水道事業会計予算繰越計算書の報告について

○議長（米山千晴君） 日程第13 報告第11号 平成29年度小山町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告を求めます。経済建設部長 野木雄次君。

○経済建設部長（野木雄次君） 報告第11号 平成29年度小山町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてであります。

議案書は20ページを御覧ください。

本件は、静岡県企業局が実施しております湯船原工業団地造成本体工事の進捗状況に合わせて、年度内に完了できなかった湯船原工業団地送・配水管布設工事2,385万4,000円と、中日本高速道路株式会社が実施しております町道3866号線付替道路工事において、工法の検討や工程調整に不測の時間を要したことから、第二東海自動車道建設工事に伴う町道3866号線配水管布設替工事1,283万4,000円と、同じく中日本高速道路株式会社が実施しております県道須走小山線迂回道路設置工事において、関係各所との調整に不測の期間を要したことから、第二東海自動車道建設工事に伴う県道須走小山線仮設配水管布設工事1,900万8,000円の合計3件、5,569万6,000円を地方公営企業法第26条第2項ただし書きの規定により事故繰越をしましたので、同法第26条第3項の規定により報告するものであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 部長の報告は終わりました。

本報告は、地方公営企業法第26条第3項の規定による報告ですので、御了承願います。

日程第14 議案第51号 土地の取得について

○議長（米山千晴君） 日程第14 議案第51号 土地の取得についてを議題とします。

補足説明を求めます。未来創造部長 遠藤正樹君。

○未来創造部長（遠藤正樹君） 議案第51号 土地の取得についてであります。

議案書は21ページからとなります。

今回取得いたします土地は、小山町上野工業団地造成事業用地として、同事業特別会計により取得するものであります。取得する土地の明細は、小山町上野字下ノ原1172番1、1筆で、取得面積は1万4,906平方メートルであります。契約の相手方は1者で、取得価格は4,769万9,200円あります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○5番（藺田豊造君） この件について質問させていただきます。

この物件については、過日、平米当たり3,200円で買い上げるということになっていまして、これから出される議案52号、53号についても3,200円となっています。残りの部分があると思いますけれども、これも不動産鑑定どおり、このとおりに行うのか。それから、総体面積で今どのくらい買い上げているのか。さらには、買い上げの終了予定はあるのかないのか。以上についてお伺いします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○未来拠点課長（清水良久君） 藺田議員の御質問にお答えいたします。

まず1点目の、残りの土地の単価についてでございますけれども、上野工業団地は一律3,200円になります。

2点目でございます。買い上げの今の状況ですけれども、6月現在、全体の用地取得率が人格者数に対して約51%の取得が完了してございます。

三つ目の質問ですけれども、買い上げの時期については、年度内に100%の用地取得を目指しております。

以上でございます。

○議長（米山千晴君） ほかに質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第51号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（米山千晴君） 起立全員です。したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第52号 土地の取得について

○議長（米山千晴君） 日程第15 議案第52号 土地の取得についてを議題とします。

補足説明を求めます。未来創造部長 遠藤正樹君。

○未来創造部長（遠藤正樹君） 議案第52号 土地の取得についてであります。

議案書は24ページからとなります。

今回取得いたします土地は、小山町上野工業団地造成事業用地として、同事業特別会計により取得するものであります。取得する土地の明細は、小山町上野字下ノ原1167番、1筆で、取得面積は5,104平方メートルであります。契約の相手方は1者で、取得価格は1,633万2,800円であります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第52号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（米山千晴君） 起立全員です。したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第53号 土地の取得について

○議長（米山千晴君） 日程第16 議案第53号 土地の取得についてを議題とします。

補足説明を求めます。未来創造部長 遠藤正樹君。

○未来創造部長（遠藤正樹君） 議案第53号 土地の取得についてであります。

議案書は27ページからとなります。

今回取得いたします土地は、小山町上野工業団地造成事業用地として、同事業特別会計により取得するものであります。取得する土地の明細は、小山町上野字下ノ原1191番2ほか2筆の計3筆で、取得面積は5,762平方メートルであります。契約の相手方は1者で、取得価格は1,843万8,400円であります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第53号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第54号 町道路線の変更について

○議長(米山千晴君) 日程第17 議案第54号 町道路線の変更についてを議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 野木雄次君。

○経済建設部長(野木雄次君) 議案第54号 町道路線の変更についてであります。

議案書は30ページからとなります。

本案は、道路法第10条第2項の規定に基づく町道路線の変更であります。

はじめに、町道2339号線についてであります。この路線は、小山町新柴地内で民間事業者が計画している産業廃棄物最終処分場の事業区域内の私有地に認定されていますが、土地所有者の専用利用となることから、今後の町道管理業務に支障を来さぬよう、路線終点の変更を行うものであります。

次に、町道2342号線についてであります。この路線は、ただいま説明しました町道2339号線の町道路線の変更に伴い、路線終点の変更を行うものであります。また、今回の路線変更に伴う確認作業により、起点地番の表記の錯誤が判明したため、あわせて変更を行うものであります。

以上であります。

○議長(米山千晴君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○5番(藺田豊造君) 1点質問させていただきます。町道2339号線についてですが、これから廃道になると思いますけれども、この廃道部分については、現在、開発業者が使用しているというような事情があります。これについては、売却してしまっているのかどうなのか。それとも、これから売却する予定があるのかどうなのか。

以上についてお伺いします。

○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。

○建設課長(山口幸治君) 藺田議員の御質問にお答えします。

町道2339号線の現道廃道部分の処理についてでございますが、現在、町道2339号線は、個人所

有の土地でありまして、今後の売却等はございません。

以上であります。

○5番(藺田豊造君) では、あの部分が錯誤ということだったの。どういうこと。民間の土地に町道の認定があるということ自体がおかしくなっているんだけど、それについてはどうなっているんですかね。

○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。

○建設課長(山口幸治君) 藺田議員の再質問にお答えいたします。

道路内に民有地があるという箇所については、町内にはかにも多数ございまして、町道認定が現況道路に架かっているといった状況であります。したがって、今回は認定を廃止する変更となっております。

以上であります。

○議長(米山千晴君) よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第54号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 異議なしと認めます。したがって、議案第54号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第18 議案第55号 小山町木質バイオマス発電所の設置及び管理に関する条例の制定について

○議長(米山千晴君) 日程第18 議案第55号 小山町木質バイオマス発電所の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

補足説明を求めます。未来創造部長 遠藤正樹君。

○未来創造部長(遠藤正樹君) 議案第55号 小山町木質バイオマス発電所の設置及び管理に関する条例の制定についてであります。

議案書は32ページからとなります。

本案は、本町が三来拠点事業として進めております上野地先の林業エリアにおきまして、木質バイオマス発電所が完成することから、その設置と管理に関し必要な事項を定めることを目的として、条例を制定するものであります。

条例は4カ条からなっており、第1条では趣旨を、第2条では設置を、第3条では管理運営を、最後に第4条で委任をそれぞれ定めてございます。

また、本発電所の名称につきましては、広報おやま6月1日号にも掲載してございますが、本年4月に公募をした結果、70人の方から応募があり、審査の結果、第2条第1号にお示ししてあ

りますとおり、「森の金太郎発電所」に決定いたしました。

なお、この条例は公布の日から施行することといたします。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第55号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、議案第55号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第19 議案第56号 小山町都市計画税条例の一部を改正する条例について

○議長（米山千晴君） 日程第19 議案第56号 小山町都市計画税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 湯山博一君。

○企画総務部長（湯山博一君） 議案第56号 小山町都市計画税条例の一部を改正する条例についてであります。

議案書は33ページからであります。

議会5月臨時会におきまして可決をいただきました小山町都市計画税条例につきまして、平成30年3月31日に公布された地方税法等の一部を改正する法律の規定に合わせるため、小山町都市計画税条例について一部改正をするものです。

今回の一部改正の主な内容ですが、固定資産税の評価替えに伴う土地税制の延長の見直しについて、固定資産税と同様の改正をするものであります。

なお、小山町都市計画税は平成31年度分から課税することとしているため、平成31年度から平成32年度までの各年度分の課税の特例につきまして規定をしたものであります。

その他の改正につきましては、今回の地方税法の改正にあわせまして、所要の規定の整備及び削除等を行ったものであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第56号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 異議なしと認めます。したがって、議案第56号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定いたしました。

それでは、ここで10分間休憩といたします。開会は11時10分を予定しております。

午前10時59分 休憩

午前11時10分 再開

○議長(米山千晴君) 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第20 議案第57号 小山町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長(米山千晴君) 日程第20 議案第57号 小山町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長 小野一彦君。

○住民福祉部長(小野一彦君) 議案第57号 小山町介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。

議案書は39ページとなります。

介護保険法施行令が改正され、第1号被保険者の保険料段階の判定基準となる合計所得金額について、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額を用いることとされました。これは、近年相次ぐ大規模災害による被災地の防災集団移転促進事業や公共事業のための土地収用等による土地譲渡等、本人の責めに帰さない理由により所得が急増し、介護保険料が高額になることを考慮した改正であります。本町の介護保険料算定についても同様の額を用いることとするため、小山町介護保険条例の一部を改正するものであります。

最後に、附則において、本条例の施行日を公布の日からとし、第2条第1項の関係による保険料の適用を平成30年度分からとすることを規定しております。

以上であります。

○議長(米山千晴君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第57号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 異議なしと認めます。したがって、議案第57号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第21 議案第58号 小山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（米山千晴君） 日程第21 議案第58号 小山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。教育次長 長田忠典君。

○教育次長兼こども育成課長（長田忠典君） 議案第58号 小山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

議案書は40ページになります。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、市町村は、児童福祉法の規定に基づき、条例で基準を定めなければならないこととされております。また、条例でこの基準を定めるに当たっては、厚生労働省の定める基準省令に基づくものとしております。

このたび基準省令において、放課後児童支援員の資格等についての改正がされたことに伴い、関連する小山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものであります。

改正内容については、「条例改正資料（新旧対照表）」の15ページ、16ページもあわせて御覧ください。

本条例第10条第3項、放課後児童支援員の資格について、第4号で、有効な教員免許を取得している者の対象を明確化したこと、また、第10号として、5年以上の実務経験があり、町長が相当と認めたものに対象を拡大することを追加したものであります。

なお、条例の施行日は公布の日からとしております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○8番（渡辺悦郎君） 確認でございます。

新しく追記された第10条第3項第10号でございます。「5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、町長が相当と認めたもの」と追記するわけでございますけれども、放課後児童健全育成事業というのは、放課後児童クラブ等に従事した者という理解でよろしいのかというのが一つございます。もう一つが、例えば、よその市とか町からの転入、こういう場合であっても、5年以上他市町で従事した者であれば、町長が相当であると認めたらいいのか。その2点について確認いたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育次長兼こども育成課長（長田忠典君） 渡辺悦郎議員の御質問にお答えいたします。

1点目の、5年以上の放課後児童支援員の資格について、放課後児童クラブに従事した者でいいかということでございますけれども、議員のおっしゃるとおり、町内には五つの小学校区にそ

れぞれ学童がございまして、その学童に従事した者が対象となります。

また2点目の転入してきた者であったりとか、その経験年数についての御質問ですが、5年以上の実務経験ということですので、他市町での経験も含めて5年以上実務経験があれば対象になるものであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） ほかに質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第58号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、議案第58号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第22 議案第59号 平成30年度一般会計補正予算（第2号）

○議長（米山千晴君） 日程第22 議案第59号 平成30年度一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 湯山博一君。

○企画総務部長（湯山博一君） 議案第59号 平成30年度一般会計補正予算（第2号）についてであります。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ4,231万円を追加し、予算の総額を126億1,778万5,000円とするとともに、繰越明許費の設定をするものであります。

それでは、はじめに、4ページの繰越明許費であります。

土木費、道路橋梁費の道路構造物長寿命化事業は、中日本高速道路株式会社東京支社に委託して、東名高速道路をまたぐ古城橋ほか2橋の補修工事を行うもので、同社との協議の結果、年度内での工事の完了が見込めないため、繰越をするものであります。

次に、歳入について御説明をいたします。

補正予算書の6ページをお開きください。

16款2項6目土木費県補助金を81万円増額いたしますのは、用沢地内の地籍調査に対する補助金を計上するものであります。

次に、20款1項1目繰越金を4,000万円増額しますのは、平成29年度からの繰越金の増額を見込むものであります。

次に、21款6項1目雑入を150万円増額しますのは、金時公園の芝生化事業に対しまして、公益財団法人静岡県グリーンバンクからの補助金を計上するものであります。

次に、歳出予算につきまして、7ページから御説明をいたします。

はじめに、5款1項6目演習場周辺障害防止対策事業費のうち、説明欄(2)演習場周辺障害防止対策事業費を350万円増額いたしますのは、演習場土地契約問題協議会の要望事案であります菖蒲沢堰及び坂本用水路の整備のための測量設計費であります。

次に、同じく11目農村公園管理費のうち、説明欄(3)農村公園整備費を250万円計上いたしますのは、バーベキュー場内の排水工事費であります。

次に8ページの、7款1項2目地籍調査事業費のうち、説明欄(2)地籍調査事業費を108万円増額しますのは、県道須走小山線と町道3975号線との用沢地先交差点付近の国土調査委託料であります。

次に、同じく2項3目町道整備事業費のうち、説明欄(2)町道整備事業費を2,800万円増額しますのは、須走高原会内の町道4199号線ほか2路線の舗装工事費であります。

次に、同じく4項3目公園等整備費のうち、説明欄(3)都市公園維持管理費を150万円増額しますのは、グリーンバンクの補助金を活用し、金時公園の芝生化事業を行うものであります。

最後に、9ページの12款1項1目予備費を573万円増額しますのは、今回の補正により生じます歳入歳出の差額を調整するものであります。

以上であります。

○議長(米山千晴君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第59号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 異議なしと認めます。したがって、議案第59号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、6月8日金曜日 午前10時開議

通告による一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時24分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 米 山 千 晴

署 名 議 員 池 谷 弘

署 名 議 員 藺 田 豊 造

平成30年第4回小山町議会6月定例会会議録

平成30年6月8日(第2日)

召集の場所 小山町役場議場

開 議 午前10時00分 宣告

出席議員	1番	遠藤 豪君	2番	佐藤 省三君
	3番	鈴木 豊君	4番	池谷 弘君
	5番	菌田 豊造君	7番	高畑 博行君
	8番	渡辺 悦郎君	9番	込山 恒広君
	11番	池谷 洋子君	12番	米山 千晴君

欠席議員 6番 阿部 司君

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	副 町 長	室伏 博行君
副 町 長	杉本 昌一君	教 育 長	天野 文子君
企画総務部長	湯山 博一君	住民福祉部長	小野 一彦君
経済建設部長	野木 雄次君	未来創造部長	遠藤 正樹君
オリンピック・パラリンピック推進課長	池谷 精市君	教育次長兼こども育成課長	長田 忠典君
町長戦略課長	後藤 喜昭君	総 務 課 長	大庭 和広君
税 務 課 長	渡邊 辰雄君	住民福祉課長	渡邊 啓貢君
介護長寿課長	山本 智春君	健康増進課長	平野 正紀君
建設課長	山口 幸治君	商工観光課長	湯山 浩二君
未来拠点課長	清水 良久君	おやまで暮らそう課長	岩田 幸生君
都市整備課長	高村 良文君	危機管理監兼防災課長	岩田 和夫君
小山消防署長	込山 眞治君		

職務のために出席した者

議会事務局長	岩田 芳和君	議会事務局書記	小野 利幸君
会議録署名議員	4番 池谷 弘君	5番 菌田 豊造君	

散 会 午後2時52分

(議 事 日 程)

日程第1 一般質問

3番 鈴木 豊君

1. 足柄駅前ロータリー広場の再整備について
2. 定住・移住促進対策などの今後の展開について

2番 佐藤省三君

1. 平成30年度の教育施策について
2. 地域包括ケアシステムの構築について

7番 高畑博行君

1. 新たな「宅配サービスや移動販売」の実現ができないか
2. 障がい者の働く場の拡大に向けて

11番 池谷洋子君

1. 「就学援助」の入学前支給について
2. 学校における「救命教育」の実施について

4番 池谷 弘君

1. 静岡県防災ヘリコプターのヘリポート増設について
2. 小山消防署の建て替えについて

5番 藺田豊造君

1. 町長の政治姿勢について
2. バイオマス発電所について
3. 都市計画税の導入について

議

事

午前10時00分 開議

○議長（米山千晴君） おはようございます。本日は御苦労さまです。

ここで、御報告します。阿部 司君は、本日の会議を欠席する旨の届けが出席されておりますので、御報告いたします。

ただいま出席議員は10人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

議員の質問場所については、一括質問一括答弁方式の場合は、最初は、執行機関側の壇にて質問し、再質問からは、議員側の壇でお願いいたします。一問一答方式の場合は、最初から議員側の壇で質問を行います。

当局の答弁場所については、一括質問一括答弁方式の場合は、登壇にて答弁をお願いいたします。一問一答方式の場合は、大項目の最初の答弁は登壇にて答弁し、次からは自席にて答弁を行います。再質問の答弁は、全て自席で行うこととしておりますので、御協力をお願いいたします。

日程第1 一般質問

○議長（米山千晴君） 日程第1 これより一般質問を行います。

通告順により、順次発言を許します。

はじめに、3番 鈴木 豊君。

○3番（鈴木 豊君） おはようございます。

まず、今回通告しました2件のうちの、1項目めの質問に入ります。

足柄駅前ロータリー広場の再整備についてであります。

足柄駅前ロータリーの整備計画について、以前にも質問いたしました。今後の小山町や足柄地区の開発にも重要拠点になりますので、再質問させていただきます。

足柄地区は、内陸フロンティア推進事業における開発において、東名足柄サービスエリアの、今度名前が決まりました足柄スマートインターチェンジの設置や、ふじのくにアクアイグニス小山による足柄サービスエリア周辺地区（桑木地区）複合観光施設開発事業、それに旧労働金庫跡地のジャストワンホテル整備、さらに、今年度予算措置されています。仮称であります。足柄駅交流複合施設の基本設計者も決まるなど、いよいよ足柄地区の開発も順調に進捗してまいります。

以前の質問のときに、足柄駅前ロータリー広場について都市計画決定した区域等の変更することとは、困難であると県の回答との答弁でありました。

しかしながら、私が考えますには、今後、現在進められております三来拠点事業による雇用者

の交流や足柄地区の開発などにより、交通網体系も変化し、足柄駅前ロータリー広場の活用は高まるものと私は考えます。

それに、2020年東京オリンピック・パラリンピックにおける需要も高まるではありませんか。大型バスを使った輸送経路の確保の利用も考えられます。(仮称)足柄駅交流複合施設の建設を含めた整備計画も重要であると思います。

もう、足柄駅前土地区画整理してから20年以上たちますので、環境も変わり、足柄駅前ロータリー広場の再整備も考える時期に来ていると思います。

これから、大型バスの乗り入れ台数も多くなると予想される将来に向かっての足柄駅前ロータリーの再整備化は、喫緊の問題でありますので、町のまちづくりの中で考えていただきたいと思います。

そこで、以下の質問をいたします。

まず、足柄駅交流複合施設建設を含めて、全体的に足柄駅前の再開発について、町長の考えを伺います。

2点目の質問は、足柄駅周辺の交通需要を踏まえた中で、県とも協議して、再整備計画を進める考えがあるのかお伺いしたいと思います。

3点目の質問としまして、小田急の乗り入れや、以前に止まっていたロマンスカーの足柄駅停車への働きかけについてお伺いしたいと思います。

1項目めの質問は、以上であります。

それでは、続きまして、2項目めの質問に入ります。

定住・移住促進対策などの今後の展開についてであります。

定住・移住の促進においては、平成24年度より様々な取り組みをしていることは、承知しているところであります。特に、平成27年度からは、おやまで暮らそう課を発足し、町外からの移住者の受け入れを専業に、定住者や移住者などに対しての情報発信や対応などにも積極的に行っております。さらに、不動産・空き家バンクや移住相談窓口、移住体験ツアー、婚活支援、定住促進補助制度なども取り組み、それなりの成果は認めるところであります。

以前に、新聞記事にも移住者が県内市町でトップという記事もあり、理由として、家探しから職紹介や移住後の暮らし方の親身のマンツーマン支援が移住者を導いたと言われております。これからも続けていってほしいと思います。

しかし、今述べました様々な取り組みをしていますが、残念ながら現在、人口減少に歯どめがかからない状況であります。消滅可能都市に入ると言われる小山町です。

5年前の平成25年4月には1万9,812人で、平成30年4月は1万8,815人で、およそ1,000人の減であります。

確かに、様々な取り組みがすぐには結果が出るわけではなく、長い目で見ることは承知するところであります。

全国的にも移住者のトップクラスの山梨県北杜市は、小山町とも環境がよく似ていて、移住環境にも大変すぐれている所で、転入者が転出者を上回っています。定住促進計画も策定し、その計画を実践してきていると聞いております。

小山町の魅力であります、東京から車で1時間、富士山の湧水の水道の安さや富士山の見える自然環境のPRも今までも行ってきたと思いますが、現在の取り組みを継続しながら、今後、それ以上の定住・移住促進と婚活支援などに対する展開が求められるのではないかと私は思います。

そこで、3点ほど質問します。

現在、人口減少にあるのは、何が要因しているかと分析していますか。

2つ目として、定住・移住促進や婚活支援などの目標に対しての現在までの実績と成果はどのぐらいでありますでしょうか。

3つ目として、定住・移住への促進などに対する対策について、今後、2次や3次の展開の考えはあるのかお伺いしたいと思います。

以上、2項目について、よろしくお願ひします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 鈴木議員にお答えをいたします。

はじめに、足柄駅前ロータリー広場の再整備についてのうち、足柄駅交流複合施設建設を含めた足柄駅前の再開発についてであります。

足柄地区は、議員御承知のとおり、古くからの足柄古道、金時山と自然豊かな観光資源に加え、三来拠点事業では、宿区での宿泊施設の建設、桑木区での複合観光施設の開発事業計画が進められているなど、様々な地域資源が豊富な地区であります。

また、御殿場プレミアム・アウトレットの第4次拡張計画など近隣の開発事業もあり、更によく多くの集客が見込まれる状況となっております。

このような中、本町では、鉄道の玄関口であるJR足柄駅に交流観光施設の建設を中心に、駅周辺の再整備を行う計画を進めております。

現在の進捗状況は、本年3月7日に足柄駅交流センター（仮称）であります、建設工事基本設計業務委託公募型プロポーザルの募集を開始し、参加申し込みのあった12者から一次審査で6者を選定、4月24日にプレゼンテーションを実施した結果、株式会社隈研吾建築都市設計事務所を選定し、5月21日に基本設計業務委託契約を締結したところであります。

新たな足柄駅交流施設では、駅の待合、インフォメーションセンターやカフェを含む富士山を望む交流スペース、外部の交流広場及び役場支所機能を移転することで、多くの人が集い、安心して滞在していただける施設、周辺計画となっております。

さらに、東京オリンピック・パラリンピックを控え、レンタサイクルの導入やサイクリスト向けの設備も予定をいたしております。

なお、東海旅客鉄道株式会社とは、技術提案書の平面計画をもとに協議を進めており、おおむね理解を得られております。

次に、小田急の乗り入れや、ロマンスカーの足柄駅停車への働きかけについてであります。

現在、静岡・神奈川両県の御殿場線沿線10市町で構成される御殿場線利活用推進協議会において、毎年、東海旅客鉄道株式会社及び小田急電鉄株式会社などに対する要望活動や利用促進事業を実施しているところであります。

昨年度の小田急電鉄への要望では、ロマンスカーの増発はもとより、今後の三来拠点事業等の進展による通勤客や観光客の増加を見込んで、JR駿河小山駅における全便停車等を要望しております。

一方、JR足柄駅に関しては、先ほど申し上げましたとおり、交流観光施設の開業や、近隣の商業施設の拡張に伴い、利用者の数の増加が見込まれております。

今後、交流観光施設として生まれ変わる足柄駅舎は、町の新たな玄関口であり、広域的な観光交流の拠点となることから、それにふさわしい駅舎となるよう、現在再整備計画を進めているところであります。

小田急電鉄としても、この新たな玄関口へ、新宿から乗りかえなしで乗客を輸送できるということは、大きなメリットとなるはずであります。

足柄地区は、かつて交通の要所であった足柄宿として繁栄してきた歴史があります。

今回のJR足柄駅及び駅周辺の再整備計画、加えて足柄サービスエリア周辺開発事業は、足柄地区全体が大きく変わり、かつてのにぎわいを取り戻す最大のチャンスであると言えます。

したがいまして、この件につきましては、利活用促進協議会の要望活動とあわせて、小田急電鉄に対して、私自らトップセールスをかけていくことが重要であると考えております。

その他の質問につきましては、担当課長から答弁を申し上げます。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（高村良文君） 足柄駅前ロータリー広場の再整備についてのうち、足柄駅周辺の交通需要を踏まえた中で、県とも協議して、再整備計画を進める考えがあるのかについてお答えいたします。

先に町長の答弁でもお答えしたとおり、今後、足柄地区では多くの来町者が見込まれます。駅前ロータリーは平成2年の都市計画決定により範囲が確定され、県からは、その変更は困難との見解を示されていることから、足柄駅交流施設の駐車場確保や大型バス駐車場帯拡大等、有効活用するために駐車枠の変更等を行いながら利活用を検討してまいります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（後藤喜昭君） 鈴木 豊議員にお答えいたします。

次に、定住・移住促進対策などの今後の展開についてのうち、まず、現在の人口減少の要因分析についてであります。

人口減少の要因は、大きく分けて、社会減と自然減の2種類に分類されます。

昨年度、町外から小山町へ転入された方は、1,137人、小山町から町外へ転出された方は、1,155人であり、社会減は18人とどまっております。

一方、町内で生まれたお子さんは123人、亡くなられた方は222人で、自然減は99人と、社会減を大きく上回っております。

このことから、現在の本町の人口減少の要因は、自然減であると考えておりますが、これは本町だけに限ったことではありません。

国土交通省が作成いたしました資料によると、今後、日本は過去1,000年単位で見ても類を見ない、極めて急激な人口減少時代に突入すると予測されております。

このため、町では平成27年10月に策定いたしました、小山町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる諸施策の推進によって、この状況を抑制し、町外からも多くの方々の移住を受け入れていることから、社会減の値が20人以下にとどまっていると分析しております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（岩田幸生君） 次に、定住・移住促進や婚活支援などの目標に対しての現在までの実績と成果についてであります。

小山町まち・ひと・しごと創生総合戦略の重要業績評価指数、いわゆるKPIでは、平成31年度を目標年度として定めており、これに対する平成29年度の実績をお答えします。

はじめに、定住・移住促進に関してですが、本町の定住・移住情報サイトASUOの情報発信による移住体験ツアー対応件数では、目標年間24件に対し実績は25件、町による宅地分譲数では、目標51区画に対し実績51区画であり、いずれも目標を達成しております。

また、ソフト事業である定住促進事業助成金利用件数では、目標年間100件に対し実績は78件で、おおむね8割の達成状況となっております。

次に、婚活支援に関してですが、結婚に前向きになった割合では、目標年間70%に対し、実績は80.7%であり、若い男性、女性が婚活イベントに数多く参加いただくことで意識の高揚を図ることができたと考えております。

今後も、定住・移住や婚活支援の促進については、まち・ひと・しごと創生総合戦略の目標を全て達成できるよう、ハード事業とソフト事業双方の充実を図ってまいります。

次に、定住・移住の促進などに対する対策について、今後、2次や3次の展開の考えはあるのかについてであります。

現在、町では、まち・ひと・しごと創生総合戦略や、第4次小山町総合計画後期基本計画に沿って、定住・移住の促進に取り組んでおります。

さらに、三来拠点事業では、工業団地の整備や観光施設の誘致などにより多様な雇用の場を創出することで、町に新たな転入者を呼び込むことが期待されますが、それに伴い住む場所が必要となります。

このため、内陸フロンティア推進区域の一つであるリバーガーデンタウンおやま宅地造成事業推進区域では、水と緑あふれる豊かな自然環境を活かした職住近接のゆとりある住宅団地を整備することとしております。

このほかにも、町内各所には魅力的な住宅地を整備できる箇所がございますので、市街化区域内での新たな宅地化の実現に向けた事業を進め、本町にお住まいになっている方には住み続けたくなるような、町外に住んでおられる方には、本町にぜひ住みたくくなるような魅力ある居住環境の整備を進めることで、定住・移住の促進に努めてまいります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○3番（鈴木 豊君） 再質問ですが、1項目めの足柄駅前ロータリー広場の再整備についてですが、町長から前向きな回答がありましたが、2点ほど再質問させていただきます。

1点目は、県から区域の変更は困難との見解を示されていますが、これは前から言われていますので、もう少し交流センターを含め小山町の将来性などを説明するなど協議ができないのか、もう一度お聞きします。

2点目は、ロマンスカーの足柄駅停車について、聞くところによりますと、アウトレットが足柄駅からのバスのピストン輸送も考えたいということも聞いております。以前には、新宿学園の子ども達が来ていたときには、足柄駅の停車の実績があるので、町長のトップセールスにおいての考えをもう一度お聞きしたいと思えます。

1項目めの再質問は以上であります。

次に、2項目めの定住・移住促進対策などの今後の展開についての再質問ですが、1点お伺いしたいと思います。

先ほど回答にもありました、現在の多種多様な事業の継続も確かに重要であります。小山町の魅力を作り出すことが必要と思えます。定住・移住政策は、結婚、子育て環境、子育て支援サービス、仕事、住まい、そしてイベント、アウトドア、ショッピングなどのアクティビティへの整備ではないかと私は思えます。政策において、小山町に不足しているものがあるのではないかと思えます。

そこで、今後、将来に向かって私が求めた2次、3次のもっと具体的な考え方があるのかお伺いしたいと思います。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 鈴木議員の再質問にお答えしたいと思います。

ロマンスカーの足柄駅停車についてのトップセールスについてであります。現在、先ほど申し上げたとおり、町としては足柄駅停車については何ら運動はしておりません。現在、ロマンスカーは、1日に上り下りが3便ずつということで、現在、駿河小山駅に、朝と昼の下り、また上りにつきましては夕方と、この3便が止まる状況でございます。

今までは、増便とあわせて駿河小山駅へ全便停車と、こんな形でお願いをしてまいりましたが、議員がおっしゃるとおり、状況が全く変わりました。足柄駅がこれから大いに利活用できる環境に整いましたので、これから新たな気持ちでトップセールスに入っていきたいと思っております。

足柄も、御案内のとおり、本当にこれからあと4、5年で大きく変わるということでございますので、どうか議会の皆さん方も、当局と同じ気持ちで、この小田急停車につきましては御尽力をいただければと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（高村良文君） 鈴木議員の再質問にお答えいたします。

はじめに、区域の変更につきましては、先ほどの答弁が現在の状況でございます。

しかし、将来、足柄駅交流施設の整備や足柄地区の開発等で、足柄駅の来場者が増加することは間違いなく考えております。足柄駅前ロータリーには、数台の大型バス枠の確保や普通車の駐車台数増設は必要で、計画の中にも検討をしているところであります。

静岡県には、ロータリー部の植栽、既存構造物の撤去等による内部構造や割りつけ変更等につきまして、当町の計画を説明し協議を進めてまいります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（岩田幸生君） 鈴木議員の再質問にお答えいたします。

将来に向かって2次、3次のもっと具体的な考えがあるのかについてであります。仕事、住まい、アクティビティの2次、3次についてであります。今後、三来拠点事業の企業立地による働く場所の確保が必要となれば、住む場所のほかにもアクティビティとなるショッピングを行えるような店舗の確保も必要であります。議員御承知のとおり、町内でのショッピングが行える店舗の数も年々減少しつつあります。

しかし、三来拠点事業の足柄S A周辺地区では、複合観光施設開発事業により、大きな店舗等も設置する計画となっております。

このため、今後は小規模ではありますが、市街化区域の近隣商業地域等における店舗進出の推進、さらには町内の空き家等を活用して個人経営による店舗進出の推進を、商工会などとも協力し検討してまいります。

次に、本町の結婚、子育て環境、子育て支援サービスについては、出逢いの場の創出事業として、おやま出逢い大社を実施し、結果、5組が成婚、うち1組からお子さんも誕生しております。

この背景には、現在、婚活支援相談員5名による結婚相談や子育てへの助言、婚活イベント等

の支援を行っていただいたことにより、成果に結びついたものであります。

しかし、イベント等ではカップルが成立しても、その後、結婚に結びつかないケースが数多くあるため、今後、婚活支援相談員を追加募集し、さらには、よりきめ細やかな支援を行うため、相談員の育成講座等を実施し、結婚支援に係る一連の体制強化を図り、成婚数の増加を目指してまいります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再々質問ございますか。

○3番（鈴木 豊君） 1項目めの足柄駅前ロータリー広場の件については、よく協議して再整備計画が進むことを期待して終わりにしますが、ただいまの定住促進についての回答の中で、1点だけ、小山町に大型のショッピングセンターの誘致は考えているのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（湯山博一君） 鈴木議員にお答えをいたします。

以前に行っております平成29年度町民意識調査、町民アンケートですが、必ず一番低い項目というのが、商業の「にぎわいのある商業」という項目です。小山町では商業の振興は喫緊に行わなければならない最重要事項と考えておりますが、平成30年度、成美地区活性化事業ということで、御殿場農業協同組合、富士紡ホールディングス、それからマックスバリュ東海の、三つの会社との協議によりまして、マックスバリュ東海の誘致の成功が見込まれております。

この事業は、自治体が行う事業としては、思い切った方法でやっているのではないかと理解しています。

今後の成美地区、落合社宅の跡地利用も含めまして、この事業の効果、成果をよく見まして、これが先駆的な例になるように、今後この事業に取り組んで、小山町内の商業の振興を図っていきたくて考えております。

以上です。

○3番（鈴木 豊君） 以上で終わります。

○議長（米山千晴君） 次に、2番 佐藤省三君。

○2番（佐藤省三君） 私は、平成30年度の教育施策について及び地域包括ケアシステムの構築について、通告に基づき一問一答方式にて質問いたします。よろしく願いいたします。

まず、平成30年度の教育施策について伺います。

今年度は、本町が新教育委員会制度に移行して2期目となりました。レイマンコントロールの考え方は変えずに新教育委員会制度に移行したわけですけれども、新しく総合教育会議が組織され、教育行政のトップを各自治体の首長が担い、教育長、教育委員の責任が明確化されるなど、旧制度とはそういう面でだいぶ変更がございました。

その中で、それではまず、町長に伺いたいと思います。

この3年間、教育行政のトップとしての町長の教育における理念はどのように施策に反映されましたか伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 佐藤議員にお答えをいたします。

私からは、新教育委員会制度に移行して2期目となりましたが、町長の教育理念はどのように反映されましたかについて回答いたします。

平成27年に改正された、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が施行されました。改正の内容は多岐にわたっておりますが、町長の役割として定められたものとして、総合教育会議の主催と教育に関する大綱の策定があります。

はじめに、総合教育会議についてであります。総合教育会議は、町長と教育委員会で構成し、教育に関する大綱の策定や教育に関する施策について協議する場として設けられたものであります。

平成27年度に計3回の会議を開催し、教育に関する大綱の策定について協議を行い、平成28年2月に小山町教育大綱を策定いたしました。

この教育大綱において、基本理念を「富士山頂のある町、金太郎生誕の地にふさわしい、元気で、明るく、心豊かな人づくり」とし、「生きる力の養成」をはじめとする6項目の基本方針が定められているところであり、この方針に基づいて、町長部局と教育委員会とで、それぞれ所管する事務を進めているところであります。

個々の具体的な事務事業の内容につきましては、この後、教育長から答弁することといたしますが、私といたしましては、おおむね順調に進んでいるものと認識をしております。

以上であります。

○2番（佐藤省三君） 次に、教育長に伺います。

新教育委員会制度1期目3年間の教育施策はどうでしたか。全体の総括をお聞かせ願います。

また、2期目への抱負を伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） はじめに、教育長として1期目の総括についてであります。

新教育委員会制度の移行に伴い、1つ目に、先ほど町長が申し上げました、教育大綱の策定とあわせ、平成28年9月に小山町教育振興計画を策定いたしました。金太郎のように思いやる心を持つ、たくましい人づくりを目指すため、この計画の中で金太郎十か条も策定し、クリアファイルにして全児童生徒に配付しました。各学校では、全児童生徒が理解して実践できるように音読をするなど、工夫をしております。

2つ目に、平成27年度から開催している総合教育会議によって、学校や幼稚園、保育園などの現状や、今後の小山町の教育問題についても話し合うことができ、課題の解決が進んでおります。

3つ目に、定例教育委員会を教育長が総括するようになり、本町の教育の方向性が明確になっ

てきていると考えております。

その他に、教育力の向上を目指し、指導主事や専門監、授業アドバイザー及び幼児教育指導員の配置や、英語力の強化のために中学校区ごとにALTの配置、中学校における英語検定受験の無料化を実施しました。また、教師等が子どもと向き合える時間を確保できるように、町単独講師の配置、校務システムの導入、中学校部活のための外部指導員の導入に取り組みました。

地域子育て支援としましては、北郷放課後児童クラブの改築、放課後子ども教室の4校開級、子育て支援センター「きんたろうひろば」を開設いたしました。

また、小学生が地域学習するための副読本「おやま」の作成や、幼稚園と保育園の運営や研修を合同で実施できるシステムにし、幼児教育の充実にも取り組んでまいりました。

次に、2期目への抱負についてであります。新学習指導要領の改訂とともに、これから先の未来を作る子ども達が、どんな時代にもしなやかに、自ら人生を切り開いていくことができる「生きて働く力」を身につける教育を推進していきたいと考えています。何事にも主体的・対話的な深い学びができるための授業改善や研究を進め、社会総がかりで子どもを育てるシステムの構築と実践も図っていききたいと考えています。

そこで、以下4点を重点的に取り組んでいきます。

まず1つ目は、ふるさと金太郎博士事業の実践です。

小山の子ども達が地域を知り、地域を愛し、やがてはふるさとを誇りに思い、社会に貢献できる大人になってほしいと願う事業です。

2つ目は、幼児教育の一層の充実を図ることです。

幼児期の教育は、その後の人生の基盤を作る教育です。そのために、全ての園をこども園とし、地域のためにも、保護者のためにも、そして子ども達のためにも、楽しく、しっかりした小山町版の強くて優しい幼児教育をしていきたいと考えております。

3つ目は、各小・中学校の主体的・対話的な深い学びができる授業改善のためにも、一つの手段として、ICT教育の周辺環境の整備を早急に図ることです。

4つ目目は、大きく変わりつつある教育に対応できるよう、ソフト面からの学校支援の充実と施設の見直しを行っていくことです。

英語教育の充実と資質向上を図るために小学校教員をカナダに短期留学させて教職員の人材育成を図り、子ども達への英語授業に自信を持って取り組んでいくようにします。

さらに、生活科・総合的な学習、ICT活用のプログラミング学習、心の相談室の設置や放課後子ども教室の整備など、多様な学習に対応できるように施設の見直しもしていくことが必要と考えております。

このように環境を整えつつ、小山町ならではの「地域づくりは人づくり」の教育を推進してまいります。

以上であります。

○2番（佐藤省三君） それでは、以下について具体的に伺ってまいりたいと思います。

まず、子育て支援の充実についてであります。

平成29年度には、きんたろうひろば、北郷小学校の放課後児童クラブの建設、供用開始、成美小学校放課後子ども教室の開始など、様々な施策が実施されました。

そこで、まず、きんたろうひろば及び相談室の利活用状況について伺います。

利活用人数や傾向、相談室の相談件数や相談内容の傾向を伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育次長兼子ども育成課長（長田忠典君） 最初の質問にお答えいたします。

平成30年3月8日から利用開始となりました、子育て支援センター「きんたろうひろば」の利用者数につきましては、3月が1,272人、4月が939人、5月が921人で、比較的多くの利用をいただいていると考えております。

相談室の相談件数については、3月が32件、4月が29件、5月が22件となっております。きんたろうひろば利用者が、その場で、相談室にも寄って相談するなど、本来の目的の相談体制もとれていると考えております。

以上です。

○2番（佐藤省三君） 再質問をお願いします。

相談員が常駐であるかどうかというようなことが大変心配になるわけですが、かなり各学校、園等に出かけることもあると伺っておりますが、不在の場合の相談対処策というのはございますか。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育次長兼子ども育成課長（長田忠典君） 再質問にお答えいたします。

きんたろうひろばには、相談室に常駐といいますか、配置しております相談員のほかに、保育士、保育園の園長経験者を必ず1人配置してございます。

したがいまして、そういう子育ての相談におきましては、保育園の園長先生でも十分対応できていると考えております。

なお、それよりもかなり深い相談等におきましては、相談員と連絡をとり合って、日時等の予約で対応している状況であります。

以上です。

○2番（佐藤省三君） それでは、続きまして、認定子ども園の開設について伺いますが、須走の認定子ども園の開設については、今年度取り組まれることと伺っておりますが、今後、成美、明倫地区の認定子ども園は、施設の現状からどのような子ども園になるか、今までの認定子ども園、きたごう子ども園等からイメージが湧きません。どのような子ども園を考えておられますか伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育次長兼こども育成課長（長田忠典君） お答えいたします。

成美地区におきましては、現在のいきど保育園、そして駿河小山幼稚園の施設を活用してこども園を開設したいと考えております。

また、明倫地区は、すがぬま保育園に短時間の利用児を受け入れられるようにこども園化を進めていきたいと考えております。

以上です。

○2番（佐藤省三君） それでは、3番目の質問をいたしたいと思います。

幼児期の教育で、大切な能力の育成ということがあるわけですが、特に認知能力の育成よりも、この能力を下支えする非認知能力の育成が最近は大変とされている意見が大変多くなっております。

幼稚園や保育園、認定こども園では、この非認知能力をどのように育てようとしているか伺います。また、保護者にはどのように伝えておられますか。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育次長兼こども育成課長（長田忠典君） お答えをします。

人と関わる力を伸ばしたり、やる気を起こす、また忍耐力を身につけるなどの非認知能力につきましては、園での活動や遊びを通して育成を行っているところです。

保護者へは、園便りや参観日などによって、担任等が保護者へ伝えている状況であります。

以上です。

○2番（佐藤省三君） 再質問よろしいですか。

○議長（米山千晴君） どうぞ。

○2番（佐藤省三君） 今まで、ひととき幼稚園等の幼少期教育として、漢字の指導とか、あるいは俳句を作る指導、それから英会話指導等が取り上げられていたことがありましたが、このような指導について取り上げるようなお考えはございますか伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） 幼児教育は、人生、その子の人格を作る基盤となります。早いうちからの漢字とか英会話とか算数、数字に関するものは、興味を持ったときにはそれに対応していきませんが、普段は遊びを通して数を数えたり、文字を覚えたり、全て基盤は子ども達の活動の中にあると考えております。これからもそのつもりでおります。

以上です。

○2番（佐藤省三君） それでは、4つ目目の質問をいたします。

北郷小学校の放課後児童クラブが新築され、大変活況ということで、嬉しい限りですが、この中で、各小学校の放課後児童クラブの支援員、補助員の確保がなかなか大変だと伺っております。この支援員や補助員の確保のための方策を伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○**教育次長兼子ども育成課長（長田忠典君）** 現在働いている支援員等が長い期間勤務してもらうように、待遇について検討してまいります。

また、御殿場市などの近隣市町等の運営体制を研究し、各クラブごとに違う待遇を町が統一化を目指し、支援員が安心して働ける雇用体制を図って、支援員の確保に努めてまいります。

以上です。

○**2番（佐藤省三君）** それでは、続きまして、確かな学力の向上について伺いたいと思います。

平成30年度は新学習指導要領への移行措置として、小学校の3、4年生は外国語活動を15時間、5、6年生は英語科を年間50時間実施すると伺っております。また、ICT教育に係る整備方針の策定も必要だと考えます。

そこで、まず、外国語及び英語科について、小学校3、4年生は年間15時間、5、6年生は年間50時間と伺いますが、それぞれどのような時間設定をするのか伺います。学校の授業時間は、各教科35週で計算するのが基本となっておりますので、上記の時間数では当てはまりにくいと感じます。どのように設定されるのか伺いたいと思います。

○**議長（米山千晴君）** 答弁を求めます。

○**教育長（天野文子君）** 小学校3、4年生の外国語活動は、年間15時間。5、6年生は、現在の外国語活動35時間に15時間を上乗せし、年間50時間で設定しております。

以上であります。

○**2番（佐藤省三君）** 議長、再質問をお願いします。

○**議長（米山千晴君）** はい、再質問どうぞ。

○**2番（佐藤省三君）** この3、4年生が15時間ということは、年間を通じて、外国語活動を続けるということではないわけですね。また、5、6年生の英語科の50時間は、35を引いて15時間残るわけですが、その残った分についてどのような設定をされるのか、再質問として伺います。

○**議長（米山千晴君）** 答弁を求めます。

○**教育長（天野文子君）** それにつきましては、各学校で教育課程を作成し、教育の日数も、学校に来る日数もふやしまして、その中で時間数をふやしてやっているところです。中には、60分授業にして、15分間を上乗せしてやっている学校もあります。

以上であります。

○**2番（佐藤省三君）** 先ほどの教育長の答弁の中に、今年度、町内一斉の英語の授業研究を計画されているということでしたけれども、具体的な計画を分かる範囲で教えていただきたいと思えます。

○**議長（米山千晴君）** 答弁を求めます。

○**教育長（天野文子君）** 小山町としましては、夏の全体一斉研修会で英語指導の部会を設け、研修を進めていきます。

そして、また具体的には、今年の10月22日に、北郷小学校で町内全体の英語の授業研究会を行うことになっております。

以上です。

○2番（佐藤省三君） 再質問をいたします。

10月22日の北郷小学校での授業研究会ですが、どの範囲まで公開できるのか、そのお考えを伺いたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） 町内はもちろん、多く地域の方々にも声をかけていきたいと考えております。

以上です。

○2番（佐藤省三君） それでは、3番目の質問です。

同じく今年度、教員の海外研修を実施されるようですが、どのような計画か伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） 具体的に申しますと、小学校の教諭2名と指導主事1名、計3名が、8月10日から8月19日の期間、カナダのバンクーバーにある語学研修学校にホームステイをしながら通い、個人のレベルに合わせた発音、リスニングのスキル習得に取り組みます。

以上です。

○2番（佐藤省三君） 再質問をいたします。

この研修は、来年度以降はどのように予定されておりますか。分かる範囲で結構ですのでお教えてください。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） 継続してやっていきたいと思っております。

○2番（佐藤省三君） 4番目の質問です。

I C T教育に係る整備方針の策定を伺いましたが、どのような方向を考えられておられますか伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） 本年度、各校から委員を募りましてI C T検討委員会を立ち上げ、I C Tの整備状況の確認と活用方法等について、研修・検討の話し合いを行い、今後の活用の方向性、具体性を打ち出し、次年度の指導に活かす計画であります。

以上であります。

○2番（佐藤省三君） それでは、3つ目の質問に移りたいと思います。

小学校入学時に、それまでの幼稚園、保育園、こども園の生活と大きく変化するため、小学校になじめない子ども達が少なからず出ているようでございます。これを小1プロブレムと呼ぶそうです。この対策について伺います。

まず、町内では、小学校入学当初の子ども達の様子はいかがですか。気持ちが不安定になる子ども達はどの程度いるのでしょうか伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） お答えします。

小学校入学という環境の変化に多少戸惑う場面はあるようですが、大きな問題が起きるようなことはなく、非常に子ども達は前向きに学校生活をスタートしております。

今のところ2カ月半たちますが、登校しぶりや座ってられない子などの報告もありません。全校、全部様子を見てきましたが、落ちついて活動しております。

以上であります。

○2番（佐藤省三君） それでは、2つ目の質問です。

小1プロブレムへの対策として、スタートカリキュラムを各小学校ではどのように設定されているのか伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） お答えします。

現在、国立教育政策研究所教育課程研究センターから発刊されています「発達や学びをつなぐスタートカリキュラム」を参考に指導を進めています。

静岡県では、幼小連携カリキュラムを作成中で、完成後は、このカリキュラムを参考に指導を進めていくこととなります。

町では、今までも、各中学校区での一貫した教育を研究・推進してきました。本年度はさらに、乳幼児期から生涯にわたる学習へと円滑に学びに向かう力、「育ってほしい10の姿」を視点に、「小山町乳幼児カリキュラム」を作成しました。このカリキュラムに基づいて、幼稚園、保育園及びこども園と小学校とが円滑に連携を進めたいと考えております。その一つに、本年度配置しました統括園長が、各小学校で乳幼児カリキュラムの意味、活用方法等について指導してまいります。

以上です。

○議長（米山千晴君） 佐藤議員、再質問ございますか。

○2番（佐藤省三君） いや、結構です。

○議長（米山千晴君） ここで10分間休憩といたします。

午前11時00分 休憩

午前11時11分 再開

○議長（米山千晴君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

2番 佐藤省三君。

○2番（佐藤省三君） それでは、引き続きまして、2つ目の質問に入らせていただきます。

地域包括ケアシステムの構築についてでございます。

平成30年5月21日付静岡新聞によれば、いわゆる団塊の世代が全て75歳以上になる2025年には、要介護高齢者は全国で770万人と推計されています。現在の1.22倍となり、医療・介護の財源確保やサービスの整備、担い手不足への対策が喫緊の課題として求められています。静岡県は、18.3%と全国では少ない方とされていますが、それでも要介護認定者は20万992人となり、県では、長寿社会保健福祉計画の基本理念である「地域で支え合い安心して暮らせる長寿社会の実現」を目指し、高齢者が住み慣れた地域で適切な医療・介護が受けられる地域包括ケアシステムの環境整備を急いでいるといます。

もちろん、国でも2025年問題を目前にして医療・介護の施設型から在宅へのシフトを進め、地域包括ケアシステムの整備を目指していることは十分御承知のことと思います。これは、今後多くの高齢者を数の少ない現役世代が担っていかなければならず、医療費、介護費の高騰を招き、後期高齢者健康保険、国民健康保険、介護保険等、各財政への強い圧迫となって、これらが破綻するおそれがあるためだからと言います。その防波堤の中心となるのが、地域包括ケアシステムの構築であります。そして、このためには、医療・介護従事者のみならず、地域・住民・各家庭の十分な理解及び協力が必要と考えます。

そこで、町では、以前から各部署において、多くの努力がなされておりますが、このシステムの構築について、改めて昨年までどのような施策を進めたか、また、その結果はいかがであったか伺いたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 佐藤議員にお答えをいたします。

団塊の世代が後期高齢者となる2025年以降には、高齢化の著しい進展により、在宅での医療・介護を必要とする方の増加が見込まれておりますが、生産年齢人口の減少等により介護専門職の確保が困難となることが予想されるため、軽度な要支援者に対する生活援助等は、地域住民を含めた、多様な主体による支援が必要になると考えております。

このような中、町では「在宅生活の継続」と「地域づくり」を地域包括ケアシステム推進の主なテーマとして、介護予防の推進、認知症施策の推進、高齢者を支えるためのネットワークづくりなどの施策を重点的に進めてまいりました。

主な事業としましては、平成28年度から、生活支援コーディネーター及び協議体を設置し、地域のネットワークの構築、人材育成などによる地域づくりに取り組んでおります。

また、認知症地域支援推進員を配置し、認知症の人やその家族への相談・支援等を行っております。

加えて、平成29年度からは、介護予防・日常生活支援総合事業を開始し、利用者の状態や必要性に合わせた様々な訪問型、通所型サービスを設定するとともに、地域住民がサービスの担い手となり参加できるサービスを開始いたしております。

なお、これまでの期間は、地域包括ケアシステムの基盤づくりの段階であります。

今後も、医療や介護の専門職等との連携を図りながら、広がりのある施策の展開、事業の深化に取り組み、2025年以降も、高齢者の皆様が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる町となるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

○2番（佐藤省三君） それでは、以下について具体的に伺いたいと思います。

地域包括ケアシステムの構築には、まず、住民自身が自らの健康状態を把握することが大前提と考えます。そのためには国民健康保険特定健康診査や後期高齢者健康診査等の受診が大切と考えますが、受診率の向上について伺います。

まず、平成29年度の特定健診の受診率はどうでしたか伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（渡邊啓貢君） 平成29年度の国民健康保険の特定健康診査の受診率は、速報値が49.3%で、昨年の速報値と比較し2.1ポイント伸びております。また、後期高齢者医療保険の健康診査の受診率は49.4%で、昨年と比較し0.4ポイント伸びております。

以上であります。

○2番（佐藤省三君） それでは、今年度の受診率、このままでいいということではないと思いますので、受診率向上するための方策はどんなことが考えられますか伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（渡邊啓貢君） 受診率向上策としましては、毎年6月、1カ月にわたって広報紙や無線放送、ケーブルテレビ、各種会議において、受診の呼びかけを重点的に実施する受診率アップキャンペーンのほか、今月16日の土曜日に開催する、おやま健康フェスタで受診率の高い上位5区を表彰することにより、隣近所で誘い合って受診していただけるような地域コミュニティの育成に努めます。

また、未受診者に対しましては、過去の健診受診履歴等を精査し、通知や電話、戸別訪問等、効果的な受診勧奨を実施し、受診率の向上に努めます。

以上であります。

○2番（佐藤省三君） 再質問をお願いします。

○議長（米山千晴君） はい、再質問どうぞ。

○2番（佐藤省三君） 受診率向上のためには、今までと同じような方策だけでなく、もっと具体的な事例があると自分のこととして考えられるようになるんじゃないかと考えるわけでございます。

特定健診や、あるいは人間ドック等での異変が、それまでは健康だと思っていた方から見つかった事例がありましたら、これを受診率向上のための方策の一つとして考えることはできませんでしょうか。

以上です。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（渡邊啓貢君） 特定健診は、主に糖尿病や高血圧症、脂質異常症等の生活習慣病の重症化予防をすることを目的としているため、検査結果から町で対象者を拾い出し、特定保健指導を実施して生活改善を進めております。

また、問診、身体測定、血圧測定、血液検査、尿検査、心電図等の検査を行い、健診の結果につきましては、後日医師が受診者に説明をしておりますので、異変が確認された場合は早期受診、早期治療に結びついているものと考えております。

具体的な事例としては、町としては特には把握してございません。

以上であります。

○2番（佐藤省三君） それでは、3つ目の質問といたします。

要介護者の増加を減じるためには予防が課題であるということは論を待ちません。町の介護予防策の充実について伺います。

まず、平成29年度にはどのような施策を実施されましたか伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○介護長寿課長（山本智春君） 平成29年度に実施した介護予防施策の事業として、介護予防・日常生活支援総合事業があります。

この事業では、訪問型・通所型サービスに、利用者の状態や必要性に合わせたサービスを設定するとともに、地域住民が生活援助の担い手となって参加することができるサービスを設定いたしました。

また、同じ総合事業の中の一般介護予防事業では、より多くの高齢者の皆様に参加していただけるよう、誰でも気軽に参加できる居場所を設置するなどの新たなサービスや、認知症予防教室である元気塾などの利用内容の見直しを行いました。

以上であります。

○2番（佐藤省三君） 再質問をお願いします。

居場所とか、あるいは元気塾等の施策が実施されているようでありますけれども、できれば趣味を中心とする人が集まりやすいサービス、こういうものの提供は考えておられますか伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○介護長寿課長（山本智春君） 市民の活動など、本人のしたいことをすることは継続的な活動に結びつくため、介護予防には効果的であると考えております。

市民を中心とした通いの場を含め、気軽に参加できる居場所づくりについて、これからも取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

○2番（佐藤省三君） 続きまして、2つ目になりますが、認知症サポーター養成講座というのが行われたと思います。その受講者は、その後どんな活動をされましたか伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○介護長寿課長（山本智春君） 認知症サポーターは、特別なことをするのではなく、認知症を理解し、認知症の方やその家族を地域の中で温かく見守る存在であります。

しかしながら、認知症サポーター養成講座受講者のうち、更にスキルを上げたい方がいらっしやり、町では平成28年度から上級講座を開講し、講座を修了した方には、健康福祉会館や介護施設などで実施しています認知症カフェなどで、ボランティア等として活動をしていただいております。

以上であります。

○2番（佐藤省三君） 再質問をいたします。

上級講座ができていますようですが、上級講座を修了した方のうち、ボランティア活動をしている方は何人ぐらいおられるでしょうか。

また、どんな活動をしているのか具体的に教えてください。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○介護長寿課長（山本智春君） 平成28年度の修了者18名は、健康福祉会館で毎月1回開催している認知症カフェで支援ボランティアとして活動していただいております。

また、平成29年度修了の10名は、介護施設で入所者を対象とした傾聴ボランティアとして活動していただいております。

このように、上級講座を修了された全員が、小山町を認知症に優しいまちとするために、活動に参加していただいております。

以上です。

○2番（佐藤省三君） それでは、4番目の質問に移ります。

様々な努力の積み重ねの割には、なかなか結果の伴わないのがお達者度の向上であります。お達者度向上プロジェクト事業の推進について伺います。

まず、平成29年度にはどのような事業を推進されましたか伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（平野正紀君） お達者度向上プロジェクト事業につきましては、町民の皆様の健康寿命の延伸を目的といたしまして、4つの事業を重点事業としております。

1つ目は、高齢者の体力測定会と運動支援、2つ目は、おやま健康マイレージ事業の推進、3つ目は、出張けんこう講座の開催、そして4つ目は、特定健診及びがん検診受診率アップキャンペーンを重点事業として取り組んでおります。

以上であります。

○2番（佐藤省三君） 2つ目に、これらの事業の参加者は、その後健康面や社会的な行動面での変化が見られましたでしょうか。1に食事、2に運動、3に社会性というのが、何かお年寄りに対する言葉として聞いたことがあるんですけども、その面での健康面や、あるいは社会生活で

の変化ということが分かりましたら教えてください。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（平野正紀君） 事業に参加された方の健康意識につきましては、変化があらわれていると認識しております。

一般的に、年齢が上がるごとに高齢者の運動機能が低下することは自然なことでありますが、習慣的に運動することや、介護予防教室に参加することで、高齢者自身の健康、運動機能を維持向上していただくことが肝要であります。

また、事業に参加し仲間同士の交流をすることで、コミュニケーションの機会が得られ、社会参加につながっているものと考えられます。

事業参加者からのアンケート結果では、運動機能が向上し、積極的に地域活動に参加したり、新たな趣味を始めたという声も聞かれております。

以上であります。

○2番（佐藤省三君） それでは、5つ目の質問に移ります。

地域包括ケアシステムの構築及び平成29年度から始まった総合事業について、地域住民や各家庭が理解を深めているとお考えかどうか伺いたと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○介護長寿課長（山本智春君） 地域包括ケアシステムの構築を進めるに当たっては、町が主導的な役割を担う部分と、地域の自主性に委ねる部分があり、町と地域の適切な役割分担のもとに進めていくことが必要であります。

これまで、ケアマネジャーや介護事業所に説明会を行うなど周知を図っておりますので、サービスを利用される方にはある程度理解されているものと考えておりますが、地域住民や各家庭には、利用案内として広報紙やパンフレット等で周知を図ってまいったものの、まだ十分に認識されている状況ではないと考えております。

以上であります。

○2番（佐藤省三君） 理解を深めるには、今後どのような方策が考えられるでしょうか伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○介護長寿課長（山本智春君） 地域包括ケアシステムや総合事業を進めていくには、町民の皆様の理解と参加が必要不可欠であります。今後も広報紙やパンフレット等で周知を図るとともに、介護予防事業などの機会を捉え、ボランティアへの参加を促すなど、この課題を我が事と感じ、自主的に地域で取り組んでいただけるよう、参加と利用の両面から周知に努めていきたいと考えております。

加えて、住民主体の通いの場を設置するなど、住民参加型の事業を実施することで、地域活動への参加を促してまいりたいと考えております。

以上であります。

○2番（佐藤省三君） 再質問をお願いします。

○議長（米山千晴君） はい、再質問どうぞ。

○2番（佐藤省三君） ただいまのお答えの中で、「我が事と感じ」という言葉がありました。非常に大事なことだと思いますが、この我が事と感じてもらうために、考えられる方策というのがありますか伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○介護長寿課長（山本智春君） 地域の課題として、我が事と感じてもらうことは、まず地域住民同士のつながりが重要であります。このため、住民同士のつながりを作る土壌づくりとして、通いの場づくり、リーダーの育成、地域づくりの勉強会など、住民参加型の事業を推進してまいりたいと考えております。

また、いろいろな機会を捉え、例え自身や身内などが支援が必要な状態になっても、住み慣れた地域で暮らし続けることができる地域とするため、決して他人事ではないということを根気強く広報することで、意識づけを図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○2番（佐藤省三君） では、最後の質問に入ります。

最後に、機構改革について伺います。

今年度機構改革が行われ、住民福祉部に介護長寿課が新設されました。住民福祉部におけるこの機構改革の意義はどんなところにあるとお考えでしょうか。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 佐藤議員にお答えをいたします。

我が国では、世界で類を見ない速さで高齢化が進行いたしております。本町においても、高齢化は急速に進んでおり、また、核家族化の進展に合わせて、高齢者のひとり暮らしや、高齢者のみの世帯も増加をしております。

こうした状況の中で、さらに団塊の世代が後期高齢者となる2025年の大きな課題を見据え、介護予防事業の充実、地域包括ケアシステムの構築などの高齢者福祉を充実させるため、介護長寿課を新設いたしました。

以上であります。

○2番（佐藤省三君） この機構改革によりまして、地域包括ケアシステムの構築について十分な後押しとするためにはどうしたらよいとお考えでしょうか伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○介護長寿課長（山本智春君） まず、介護長寿課の職員一人一人が、町の高齢者福祉施策の中心となって進めていくという意識を持ち、課が一丸となって、小山町の地域包括ケアシステムの構築に向けた施策を進めていくことが重要だと考えます。

加えて、地域包括ケアシステムの構築は、介護や医療の多職種が連携して進めていくものであ

りますので、関係部署や関係機関、事業者等々の協力が必須です。

また、町民の皆さんにも地域包括ケアシステムについて理解を深めていただけるよう、高齢者福祉専任組織としてその利点を活かしまして、これまで以上に丁寧な説明や調整に努めてまいりたいと考えています。

以上であります。

○2番(佐藤省三君) 以上で、私の質問を終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長(米山千晴君) 次に、7番 高畑 博行君。

○7番(高畑博行君) 今回は、新たな宅配事業や移動販売の実現ができないかと、障がい者の働く場の拡大に向けての二つの質問を、一問一答方式でさせていただきます。

まず、新たな「宅配事業や移動販売」の実現ができないかの質問です。

町内にお住まいの方は年々高齢化が進み、いわゆる買い物弱者に当たる方がふえています。私は成美地区に住んでいるわけですが、近所にあった小売店が次々に無くなってしまい、食品や日用品の買い出しにも苦勞している実態が現実にあります。高齢になり、車で買い出しに行けないために、深刻な問題だと聞いています。

そこで、かつて商工会で取り組んだ「金太郎よろずサービス」のような宅配や簡単な工事・修繕などの取り次ぎサービス、さらには移動販売等がやれたらやってほしいという声があります。

ニュースによれば、コンビニ大手のセブンイレブンが、現在限定の店舗で行っている宅配サービスを、平成30年までに全店舗で実施するといっています。名称は、「セブンミールサービス」といい、セブンイレブンの商品500円以上お買い上げの場合、無料で自宅や職場に届けるサービスです。

また、役場近くの落合区にあるJAスーパーが6月で閉店し、そこに大手スーパーが来るという話もあります。徒歩や車で移動できる人にとっては便利になりますが、歩いてそこまで行きにくい高齢者にとっては、買い物の環境は全く変わりません。

逆に、セブンイレブンは宅配を始める。大手スーパーは来るとなれば、地元の小売店は今後更に自然淘汰されていき、成美地区では後継者問題も含めて考えると、駅前通りから音淵・落合まで小売店はなくなってしまうというおそれもあり、一般の商店にとってはますます厳しい経営が予想されます。そうなれば、湯船原工業団地が新たにできても、昔からある町並みはますますさびれ、商店街の再生どころか、小山町が深刻な地盤沈下に陥るおそれがあります。

そこで、地元商工業者に元気を出してもらい、同時に買い物弱者に対する支援の意味も含めて、地元商店の共同による宅配サービスや移動販売などの取り組みが再度できないものかと考え、質問いたします。

まず、町長に伺います。

町内の商工業の店舗の実態を見ると、お客さんを待っているだけの商売ではもうだめな時代ではないかと思っています。個々の店舗ではそれぞれ独自の工夫もしておられるとは思いますが、この

ままでは極めて先行き不安な気がします。

そこで、セブンイレブンに対抗するというものではありませんが、積極的に宅配サービスや移動販売に乗り出すことで、業者も活気づき、買い物弱者も救われる、そんなウイン・ウインの関係を構築できないものかと考えます。

町がリードし、商工会に再度腰を上げてもらえたらと思うのですが、町長のお考えをお聞きいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 高畑議員にお答えをいたします。

町では、これまでも地元商工業者の活性化及び買い物弱者への支援として、幾つかの事業に取り組んでまいりました。

平成24年度には、小山町商工会が、事業主体となり、「金太郎よろずサービス」として、宅配サービスや業者への取り次ぎ業務を実施いたしました。

また、平成25年度には、小山町共栄会が事業主体となり、J R駿河小山駅前の町立観光案内所を拠点に、宅配サービス、物品販売及び観光案内業務を実施いたしました。

いずれも、静岡県の補助を受けて実施した事業であります。宅配サービスは、利用者にとっては有効な取り組みで、一定の成果は果たされたものの、費用対効果の点で課題があるなど、事業として成立させることは非常に困難であると言わざるを得ない結果でございました。

一方、宅配サービスは、民間のコンビニエンスストアにおいて既に実施されており、中でもセブンイレブンでは、町内5店舗、全てにおいて宅配サービスが行われている状況であります。

また、小山町社会福祉協議会では、平成29年度から、小山町商工会の協力を受け、買い物支援調査研究モデル事業として、健康福祉会館で出張販売「ふじみ市場」が行われております。

こうしたことから、買い物弱者支援策は、福祉的側面のみならず、商工業者にとっても相応のメリットがなければ発展が見込めないものであり、事業継続には利用者と商工業者双方の満足が必要であると考えております。

また、こうした隙間産業的な事業に中小事業所が活路を見出すケースも多く、地域密着型のきめ細やかなサービスこそが、大型店舗に対抗し得る地元商店の強みでもあります。

いずれにいたしましても、買い物弱者支援を考える上で、地元商工業者の協力は必要不可欠でありますことから、これまでの事業の課題を踏まえつつ、移動販売等の取り組みについて商工会へ働きかけを行ってまいります。

以上であります。

○7番（高畑博行君） それでは、具体的な質問をさせていただきます。

6年前の平成24年8月から約半年間、小山町委託事業として商工会で行った「金太郎よろずサービス」は、緊急雇用創出補助金をいただいて取り組んだ事業だったようですが、どういう経緯で始まったものか説明願います。

また、半年間で終わってしまったわけですが、期限つきの取り組みだったのかお聞きします。
また、その後、共栄会が別の補助金をいただき新たな形で宅配サービスをやっていましたが、それも3年で終了したということです。その辺の詳細な内容と経緯も伺いたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（湯山浩二君） はじめに、金太郎よろずサービスの経緯についてであります。高齢者の見守りや買い物支援という福祉的な役割に加え、消費者ニーズの把握及び事業者と消費者のネットワークづくりにより商工業の活性化を図るため、静岡県の重点分野雇用創出事業の補助金を活用して実施した事業でありまして、町が商工会に提案して実現したものであります。

実施期間は、平成24年8月から平成25年2月までの約半年間で、宅配サービスや業者への取り次ぎ業務の従事者として4人を雇用いたしました。この補助事業の制度上、雇用期間は当該年度内までとされていたため、期限つきの取り組みとなりました。

次に、平成25年度に、小山町共栄会が事業主体となって実施した宅配サービスの内容と経緯についてであります。前年度の金太郎よろずサービスの実績を踏まえ、より幅広い事業を展開するため取り組んだものであります。

この事業は、静岡県の地域商業パワーアップ事業の補助を受け、JR駿河小山駅前にある町立観光案内所を拠点に、買い物弱者支援の実験的事業として、宅配サービスとあわせ、物品販売及び観光案内業務を実施いたしました。

事業の運営に当たっては、宅配サービスのニーズが高い、成美地区内の店舗を中心に組織されている小山町共栄会を担い手として、事業を実施いたしました。

この宅配サービスでは、共栄会加盟店や協力事業者が登録事業所となって商品を提供し、利用者からの注文を受け、係員が配達する仕組みで、配達エリアは成美、明倫、足柄地区に限定して実施いたしました。

以上であります。

○7番（高畑博行君） ただいまの答弁に関連してお聞きします。

共栄会の取り組んだ事業に対する静岡県の地域商業パワーアップ事業の補助は、平成25年単年度のものなのか、何年か継続して受けた補助なのか伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（湯山浩二君） 再質問にお答えします。

共栄会が取り組んだ事業に対する静岡県の補助は、平成25年度のみ単年度を対象としたものであります。

以上であります。

○7番（高畑博行君） それでは、2点目の質問です。

この商工会の事業も、その後の共栄会の事業も、補助金があったからこそできた事業でしたが、担当課としては、これらの事業を振り返ってどう評価しているのか、課題はどこにあったとお考

えか説明をお願いいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（湯山浩二君） 平成24年度の事業終了後に実施したアンケート調査によりますと、ニーズに応じたきめ細やかな対応が利用者の共感を呼び、事業者にとっても受注機会の増大や各地区をまたいだ商品の動きが見られたことなど、利用者、登録店舗双方にとって一定の成果は見られました。

その一方で、人件費や印刷製本費などの事業費約1,100万円に対し、取り扱い金額が158万円と、費用対効果としては不十分な結果であり、こうした方式では補助金を受けずに事業を継続することは困難であったと考えております。

この補助金は、買い物機会を提供する取り組みの立ち上げ費用として活用したものであります。しかしながら、事業の実施期間が短く十分な周知が図れず、利用者の拡大につながらなかったことや、取り扱い店舗数や商品構成、事業所の意識改革なども含め、継続可能な事業としての仕組みを構築するまでには至らなかったことが課題として挙げられます。

以上であります。

○7番（高畑博行君） ただいまの答弁に対してお聞きいたします。

私も、金太郎よろずサービスの収支決算を見させていただきました。答弁のとおり、人件費や印刷製本代で1,000万円以上を占めており、これでは長続きする事業ではないと感じました。

また、その後取り組まれた共栄会の宅配事業も、広く町民に周知されていない弱点を持っていました。

もし、今後、再度宅配なり移動販売なり実施するとなれば、過去の取り組みの弱点や課題を明確にし、担当課も商工会も十分認識した上で取り組む必要があると思うわけですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（湯山浩二君） 再質問にお答えします。

議員御指摘のとおり、過去の取り組みによって幾つかの課題が見えております。

例えば、町民への周知につきましては、広報紙やホームページ等の町の情報発信力を活用して周知を図るなど、幾つかの課題を整理する必要があります。これらも含めまして、利用者のニーズに応じたサービスを提供することが、事業の継続につながるものと理解しておりますので、商工会と情報共有しながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

○7番（高畑博行君） 3点目の質問です。

特に詳細なデータが残っている平成24年から平成25年3月までの取り組みで、サービスを利用した人数や年齢層を見ると、半年間で123名の利用客がおり、内訳は、60歳から80歳以上の方が85%以上を占めていたようです。それだけ高齢者の需要があるわけですが、今後このような宅配サー

ビスや移動販売を商工会と組んで再挑戦できないか改めて伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（湯山浩二君） 買い物支援サービスの利用者として、特に高齢者の需要が高いことは、金太郎よろずサービスの利用実績からも実証され、将来的なニーズはますます高まっていくものと想定されます。宅配サービスや移動販売などの対象を、高齢者に絞るのも一つの方法だと考えております。

また、アンケートの中には「食品類は自分の目で見たい」という意見もございましたので、遠方への外出が困難な高齢者のために、公民館など所定の場所に出向く移動販売の実施等について、商工会とともに検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○7番（高畑博行君） ただいまの答弁に対してお聞きします。

町長答弁の中にもありましたが、今現在取り組んでいる例の一つに、小山町介護予防・日常生活支援総合事業に関わる協議体「はーとネットおやま」が、健康福祉会館エントランスホールで、「ふじみ市場」を開いている取り組みがあります。しかし、この移動販売事業は、高齢者の方に出向いてもらって買い物をしていただく介護予防に大きな軸足がかかっており、一般的な宅配サービスや移動販売とは若干性格が異なります。

今、声があるのは、かつて行った宅配サービスや新たな移動販売に対する要望であって、宅配が有料であってもいいからやってほしいというもので、十分研究の余地はあると思いますし、各小売店共同の移動販売も全く不可能ではないはずです。ただ、そのコーディネートをどこがやるのか、そこが問題です。

ただいまの答弁では、商工会とともに検討したいということですが、やはり実際にやるのは商工会にお願いしてやってもらう形になるのか伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（湯山浩二君） 再質問にお答えします。

事業実施に当たりましては、これから検討していくこととなりますが、事業主体は地元商工業者の取りまとめ役でございます商工会にお願いしてまいりたいと考えております。

以上であります。

○7番（高畑博行君） さらに2点お聞きします。

1点目は、公民館などの所定の場所に出向いていく移動販売の実施を検討していきたいということですが、おおむね週に1回程度は行けるのか、その辺のお考えをお聞きします。

2点目は、今回は該当する県などの補助金は期待できないのか伺います。もし補助金を当てにしないのなら、相当綿密な経営計画のもとに進めていかないといけないと思うわけですが、その辺をどうお考えか。

その2点をお聞きします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（湯山浩二君） 再々質問にお答えします。

はじめに、移動販売の回数等につきましては、これから検討していくこととなりますが、頻度は多い方が理想的であるということは認識しております。まずは、試験的に実施し、実態を把握することから始めていきたいと考えております。

次に、事業費につきましては、事業に適した補助制度があれば活用したいと考えておりますが、過去に活用した補助メニューは既に終了されておりますので、今後も国及び県等からの情報収集に努めてまいるとともに、商工会を中心に事業の仕組みについても検討してまいりたいと考えているところであります。

以上であります。

○7番（高畑博行君） 4点目の質問です。

補助金頼みの施策だと、補助金の期限が終わってしまえばそこで途切れてしまいます。そうすると、せっかく構築してきたそれまでの積み上げが崩れ、成果が継続できません。だから、最初は補助金を活用した取り組みであっても、その後も継続できる工夫が必要だと考えます。これは、宅配サービス事業などに限ったことではありません。補助金をいただく事業どれにも言えることです。その点をどう考えるか伺いたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（湯山浩二君） 事業を継続させるためには、利用者のニーズを把握し、一方では、事業者の自主性、主体性や販売意欲を高め、経営の安定化に向けて、事業に寄り添った支援を講じることが、地域の実情に合ったサービスの展開につながっていくものと考えております。

これまでの取り組みで見えてきた課題を踏まえ、民間事業者の宅配サービスや他の地域での成功事例等を参考に、地域に根差したサービスの提供を目指し、商工会と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

○7番（高畑博行君） いずれにしても、将来を見据えた商店街の活性化策と買い物弱者対策の有効的な対応策を具体的に始めていかないと手遅れになるときにきていると思います。

しかし、補助金頼みの施策だと、そのときだけの一時的なものに終わってしまうという欠点があります。もし補助金を使うにしても、それを契機に将来につながるシステムの構築をしなければ長続きしません。取り組み主体を商工会に依頼するにしても、町が積極的に関わってシステムの基盤づくりを進めていくべきだと考えます。

一刻も早い取り組みの実現を期待して、この件に関する質問は終わりといたします。

それでは、2件目の質問に移ります。

2件目の質問は、障がい者の働く場の拡大に向けてという質問です。

障害者の働く場が4月から広がりました。企業や自治体に障害者の雇用を義務づけた法律「障

「障害者雇用促進法」の改正で、働く人に占める障害者の割合（雇用率）が引き上げられました。新たに定められた割合は、企業が2.2%、国や地方自治体が2.5%になりました。これまでより0.2ポイントずつアップしたわけです。企業でいうなら、基準を満たさない企業は厚生労働省所管の独立行政法人に納付金を支払うことになっていますが、現在では法定雇用率を満たす企業は約半数にとどまっているといいます。雇用率について言えば、今後2020年度末までに、更に0.1%引き上げられるといいます。

障害者の内訳は、これまで身体障害と知的障害だけでしたが、4月から新たに発達障害や高次脳機能障害を含む精神障害も加わりました。

しかし、課題も多いと言われていています。厚労省の調査によれば、精神障害者の平均勤続年数は4年3カ月で、他の障害者より短いそうです。ちなみに、身体障害者の場合は10年0カ月、知的障害者は7年9カ月だということです。

躁鬱病や統合失調症といった精神疾患では、症状の個人差や体調の波が大きく、薬の副作用で長時間働くことが難しい人があるという報告もあるようです。

それらを踏まえて、本町としては、障害者の雇用促進をどう進めていくのか質問をいたします。まず、町長にお聞きします。

この障害者雇用促進法の改正を受けて、本町としても基本的な対応が迫られるわけですが、町の職員採用に関して障害者雇用の基本的な考えを町長にお聞きします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 議員御指摘のとおり、本年4月1日から障害者の雇用の促進等に関する法律が改正され、事業主が雇用すべき障害者の対象として、これまでの身体障害者、知的障害者に加えて、精神障害者が加わりました。

また、法定雇用率の改正も行われ、国・地方公共団体等の法定雇用率は、2.3%から2.5%に引き上げられたものであります。

本町では、これまでも法定雇用率を満たすよう、平成23年度実施の職員採用選考試験から、一般行政職の採用枠とは別に、障害のある方を対象とした職員採用枠を設け、継続的に採用選考試験を実施しております。

また、平成28年度からは、正規職員だけでなく、一般職非常勤職員の障害者雇用も実施をしているところであります。

今後も、障がいのある方が地域の一員としてともに暮らし、ともに働くことができる事業所として、計画的に職場環境を整え、障害者雇用の取り組みを推進していきたいと考えております。

以上であります。

○7番（高畑博行君） それでは、以下、具体的な質問をいたします。

現在の町の職員の障害者雇用の実態について、個々の条件は異なるとは思いますが、人数、割合、勤務条件、配慮している点などの説明をお願いいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○総務課長（大庭和広君） 現在の雇用人数は2人で、雇用率は1.41%であります。

勤務条件は、1人は正規職員として勤務しており、もう一人は一般職の非常勤職員として、6時間のパートタイムでの勤務であります。

雇用に当たっては、個々の障害の特性に配慮した職務とすることや、非常勤職員の勤務時間については、公共交通機関の運行に合わせた勤務開始時間とするなどの配慮を行っております。

以上であります。

○7番（高畑博行君） ただいまの答弁に対して2点お聞きいたします。

1点目は、雇用率が1.41%と低いわけですが、障害者雇用の門戸は開かれているが応募者がいないというのが実態なのではないでしょうかお聞きします。

2点目は、できることなら多くの障害者雇用を進めていきたいというお気持ちだとは思いますが、やはり「電話対応はできてほしい」とか、「基本的なパソコン操作はできてほしい」というのが本音だと思います。

そこで、障害者採用に当たっての一定の基準というものはあるのでしょうか。その点をお聞きいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○総務課長（大庭和広君） 再質問にお答えをいたします。

はじめに、1点目の応募者がいないのが実態なのかについてであります。

継続的に障害のある方を対象に職員採用試験を実施しておりますが、応募者が少ないのが現状でございます。過去3年間の採用試験では、平成28年度に2人の応募があったのみであり、このときは残念ながら採用には至りませんでした。

2点目の、採用に当たっての一定の基準はあるのかについてであります。

一定の基準は特にございません。正規職員として採用する場合は、教養試験、職場適応検査、面接を実施し、可否を判定しております。

また、一般職の非常勤職員は、配置する部署の業務内容により、必要なスキルを示した上で募集をしております。

以上であります。

○7番（高畑博行君） 2点目の質問です。

今回、発達障害や高次脳機能障害を含む精神障害が対象に加わったわけですが、先ほど述べたとおり、躁鬱病や統合失調症といった精神疾患では、症状の個人差や体調の波が大きく、薬の副作用で長時間働くのが難しいという人もいます。その辺を踏まえて、町としてはどう対応していくつもりか伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○総務課長（大庭和広君） 障害者雇用については、これまでの雇用経験も踏まえ、障害の特性に

配慮した職務、職責、働きやすい環境等を事業所がそれぞれ作り出していくことが大切であると
考えております。

今回、障害者雇用の対象として、精神障害者が加わりましたが、障害の種類に関わらず、雇用
した方の個々の状態や症状等に合わせ、仕事内容や勤務時間数等を柔軟に変更できるような環境
を整え、対応していきたいと考えております。

以上であります。

○7番（高畑博行君） ただいまの答弁に対してお聞きいたします。

障害をお持ちの方にとって働きやすい職場づくりは、バリアフリー化や障害者に適した机・椅
子の配置、多目的トイレの整備などのハード面はもちろんですが、働き方などの細かなソフト面
までの配慮が必要だろうと思います。

ただいまの答弁は、ハード面、ソフト面の両方で障害者が働きやすい環境づくりを進めるとい
う答弁と捉えていいのでしょうかお伺いします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○総務課長（大庭和広君） 再質問にお答えをいたします。

議員おっしゃるとおり、ハード面、ソフト面の両方において、働きやすい環境等を整えていき
たいと考えております。

以上であります。

○7番（高畑博行君） それでは、最後、3点目の質問です。

障害をお持ちの方は、職場の定着率が低いのが現状のようです。そこで、個々の状態に応じて
長く働き続けられる環境づくりが求められています。

今まで町としては、どのような配慮をしながら雇用してきたのか。また、今回の法改正に合わ
せて、今後職場の定着率向上に向けて、どう雇用促進を進めていくのかお聞きいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○総務課長（大庭和広君） 本町では、これまでも障害のある方の職務や勤務時間等について配慮
し、個々の適性に応じた雇用を行っております。

今後も、正規職員としての雇用だけではなく、短時間勤務等、障害のある方の適性に合わせた
柔軟な対応が可能である、一般職の非常勤職員の雇用も引き続き行っていきたいと考えておりま
す。

また、やりがいや働くことによる社会参加の意味を感じ得ることができるよう、組織全体とし
て、障害者雇用への環境整備に努め、職場への定着率向上につなげていきたいと考えております。

以上であります。

○7番（高畑博行君） いずれにしましても、健全者と障害者が共生して働ける職場づくりは、社
会に求められている大きな課題です。

企業はもちろんですが、自治体もその一翼を担って積極的に障害者雇用促進を進めていかな

てはなりません。小山町が自治体の中でも障害者雇用で先進的な取り組みが展開できるよう期待して私の質問を終了いたします。

○議長（米山千晴君） それでは、ここで午後1時15分まで休憩いたします。

午後0時16分 休憩

午後1時15分 再開

○議長（米山千晴君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11番 池谷洋子君。

○11番（池谷洋子君） 私は2件質問をさせていただきます。

はじめに、就学援助の入学前支給について伺います。

就学援助とは、子どもを小・中学校に通わせることが経済的な負担になっている保護者に対し、学用品や給食費、修学旅行などの費用を自治体が援助する制度です。

2015年度の統計では、生活保護が必要な要保護者と、それに準じて市区町村が定める準要保護者を合わせた140万人を超える人が、この制度を受けています。

昨年、住民相談を受けました。「ランドセルの値段が高く家計の負担が大きい。入学前に支給していただくことはできないか」という内容でした。

私も、すぐ町に就学援助費の前倒しはできないものかお聞きしましたが、国の補助金交付要綱では、国庫補助の対象は小学校入学前を含まない児童または生徒の保護者としていたため、その費用は入学してから後の支給となっていました。

本来は入学前に必要な費用です。困窮する家庭にとっては、一時的でも多額のお金を用意することは大変です。

昨年3月、国の補助金交付要綱が改正されました。それにより、ランドセルの購入など就学援助の国の補助金単価が昨年4月から、小学校で4万600円、中学校は4万7,400円と、前年度からほぼ倍増しました。さらに、支給対象者に、これまでの児童生徒から、新たに就学予定者を加えました。また、文科省はこの制度の改正に合わせ、平成30年、本年度から予算措置を行うと通知しています。

それにより、ランドセルの購入費などを小学校入学前に支給する自治体がふえています。文科省の調査によれば、今年の春に入学前支給を予定する自治体は全国で711市区町村に上るといっていますが、本町は実施されておられません。

一方、中学校は、改正前の要綱でも入学前支給は可能でしたが、今回の改正に合わせ、同じく入学前に支給する自治体もふえています。

しかし、この措置は、あくまで要保護児童生徒に限ったものです。準要保護児童生徒に対する就学援助については、三位一体改革により、平成17年度から国の補助が廃止され、税源移譲、地方財政措置が行われ、町が単独で行うようになっているため、今回、準要保護児童生徒はその対

象にはなっておりません。

そのため、準要保護児童生徒に対する対応については、文科省の通知に従い、その支給額の変更及び入学前に支給する対応について、本町においても独自で判断していくこととなりますが、私は、今回の国における制度改革の趣旨である、新入学時期には特にお金がかかるので、一番必要な時期に必要な支援を行うという制度改革の意義からも、来年春の新1年生から国の改正した内容で実施をすることが重要だと考えます。

そのため、具体的には、準要保護児童生徒を対象とする就学援助の入学前からの支給に対応するための予算措置、業務に関するシステムの変更、要綱の改正について、今から速やかに、そして着実に準備を進めていくことが必要だと考えますがいかがでしょうか。

次の2点について、教育長のお考えを伺います。

1点目は、本町の小・中学校における就学援助の実施状況、要保護認定数、また準要保護認定数と支給額についてお聞かせください。

2点目は、就学援助の入学前支給について、教育長のお考えを伺います。

次に、学校における救命教育の実施についてお伺いします。

我が国では、2004年に住民によるAEDの使用が認められて以降、急速にその設置が進み、AEDの使用によって救命される事例が数多く報告されています。

消防庁によると、119番通報をしてから救急車が現場に到着するまでにかかる時間は、全国平均で8.5分。救命の可能性は、心臓と呼吸が止まってから時間の経過とともに急激に低下しますが、救急隊を待つ間に居合わせた住民が処置を行うことによって大幅に向上します。

突然の心停止で、現場に居合わせた住民がAEDを使用した場合の1カ月後の生存率は、53.3%、住民がAEDを使用しなかった場合の11.3%に比べて、約4.7倍高くなっています。さらに、1カ月後の社会復帰率については、住民がAEDを使用した場合は45.4%であり、AEDを使用しなかった場合の6.9%と比べて、約6.6倍高くなっています。

本町も町内コンビニにAEDを配置し普及を図っています。

現在も毎年約7万人が心臓突然死で亡くなっている一方で、学校でも毎年100人程度の児童生徒の心停止が発生しています。その中には、AEDが活用されず救命できなかった事例も複数報告されています。

既に、学校における心肺蘇生教育の重要性についての認識は広がりつつあり、昨年3月に公示された中学校新学習指導要領保健体育科の保健分野では、「応急手当を適切に行うことによって、傷害の悪化を防止することができること。また、心肺蘇生法などを行うこと」と表記されているとともに、同解説では、「胸骨圧迫、AED使用などの心肺蘇生法、包帯法や止血法としての直接圧迫法などを取り上げ、実習を通して応急手当ができるようにする」と明記されています。

先進例を紹介します。

2011年9月、さいたま市の小学校6年生の女子児童が、駅伝の練習中に校庭で倒れました。保

健室に運ばれましたが、教員らは「呼吸がある」と判断し、心肺蘇生やAED装着が行われませんでした。しかし、約11分後の救急隊到着時には心肺停止状態となっていました。呼吸があったように見えたのは、心停止後に起こる死戦期呼吸であった可能性があります。

二度とこのような悲しい事故を繰り返さないために、同市教育委員会は、事故を検証し、遺族や専門家に協力を得ながら、平成12年9月に教員研修のための分かりやすいテキスト「体育活動時等における事故対応テキスト」を作成しました。

目の前にいる人が突然倒れ、反応や普段どおりの呼吸があるか分からない場合も、直ちにAEDを手配し、心肺蘇生を行うことが強調された同テキストは、「ASUKAモデル」という愛称がつけられ、全市立小・中・高・特別支援学校及び市立幼稚園の教職員に配付されています。さらに、さいたま市では、平成14年度から全市立小・中・高校において、保健学習の授業の中で心肺蘇生法の実習を行っています。小学校5年生から毎年繰り返し学習をすることによって、緊急時に迅速かつ最善の行動をとれるようにするためです。同市では、中学校1年生の段階で、全ての生徒がAEDの使用を含む心肺蘇生法を行うことができるようになることを目標に取り組んでいます。

しかし、全国における教育現場での現状を見ると、全児童生徒を対象にAEDの使用を含む心肺蘇生教育を行っている学校は、15年度実績で、小学校が4.1%、中学校が28.0%、高校でも27.1%と、非常に低い状況にあります。

本町においても、児童生徒、教職員に対する心肺蘇生とAEDに関する教育を普及・推進するとともに、学校での危機管理体制を拡充し、児童生徒の命を守るための安全な学校環境を構築することは喫緊の課題と考えます。

以上を踏まえ、学校における救命教育の実施について教育長の所見を伺います。

以上、2件の質問です。よろしくお願いいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） はじめに、本町の小・中学校における就学援助の実施状況についてお答えします。

本町におきましては、要保護はなく、全て準要保護の方であり、全て就学援助を行っております。平成29年度は、小学生が56人、中学生が37人、計93人でした。

また、就学援助は、学校給食扶助と学用品等扶助の大きく2種類に区分されています。

平成29年度の学校給食扶助の実績は、小学校では、対象人数が54人、扶助費は約248万円で、中学校の対象人数は36人で、扶助費は約204万円となっています。

同じく学用品等扶助の実績は、小学校で対象人数は56人、扶助費は約129万円です。このうち、新1年生に支給される新入学児童学用品費の対象者は6人、扶助費は約12万円です。

中学校の対象者は37人で、扶助費が約210万円です。このうち、新1年生に支給される新入学生徒学用品費の対象者は9人、扶助費は約21万円となっております。

次に、就学援助の入学前支給の考えについてお答えいたします。

対象世帯の負担を軽減するため、今年度中に準備を進め、来年入学する児童生徒の新入学学用品費を入学前の時期に支給できるように改善いたします。

次に、学校における救命教育の実施についてお答えいたします。

現在、町内教職員のほとんどは、過去に救命救急の講習を受けたことがあります。例年、消防署で開催している講習を数人ずつ受けていますので、万が一の状況に対応できる体制が整っていると考えております。また、小学校の保護者に対しましても、プール開放に向けて、救命救急の講習を行う機会が毎年計画されています。

児童生徒に対しましては、小学校では、委員会活動の一環として取り組んでいる学校もありますし、中学校では保健体育の授業で行っています。

命に関わることですので、今後も消防署の協力を得ながら、教職員には講習の機会を設定して、積極的に取り組んでまいります。

また、児童生徒が義務教育9年間の中で心肺蘇生やAED操作を学ぶ機会につきましては、今後、積極的に検討していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○11番（池谷洋子君） 再質問させていただきます。

教育長、現在ランドセルの価格帯を御存じでしょうか。私は調べてみたら、ランドセルの最も売れる価格帯が3万から5万円、高級品は10万円を超えるといいます。購入前に下見を重ね、お気に入りのランドセルを選ぶことを「ラン活」と呼ぶそうでもあります。その中で、入学準備でお金の心配をしなくて済むように、また、経済的に苦しい家庭を困らせてはなりません。

先ほど教育長の答弁で、来年から就学援助を入学前に支給できるようにするという御答弁をいただきました。対象の御家庭は大変安心なさると思います。

そこで、確認なんですけど、これは小学校、中学校ともということでしょうか。

それと、2点目の再質問ですが、先ほど教育長から、義務教育9年間の中で心肺蘇生やAED操作について学ぶ機会を検討していきたいという答弁がありました。

先ほどお話ししたように、これから、目の前にいる友人、家族または一般の方々が突然倒れたり、災害に遭われることが多々あると思います。そんなとき、小・中・高の若い力がどれほど助ける力になるか、はかり知れません。

先ほど、さいたま市の例を挙げましたが、同市では保健学習の授業を中心に、小学校5年生から毎年繰り返し学習をして、緊急時には迅速に最善の行動をとれるようにしております。また、中学校1年生の段階で全ての生徒がAEDを含む心肺蘇生法を行うことができるようになることは、大変な防災力になることに間違いありません。

私達、町内でも、既に北郷中学校においては、防災教室でジュニア防災士の推進を行っていま

す。今月の11日も、北郷中学校で防災教室が開かれると聞いております。

これからの子ども達が、町民の命を救うことができるすべを知っている。町にとっても、これほど頼もしく、町全体の防災力を底上げしてくれる、こんな力強いことはありません。命を救う真の教育は、一刻も早く行うべきと考えます。教育長のおっしゃった検討ではなく、即推進していくべきと考えますが、教育長のお考えを再度伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） 再質問にお答えいたします。

まず、入学準備ですけれども、これは小学生になる子も、それから中学生になる子も、同等に行っていく予定です。

それから、2つ目の防災教育につきまして、また救命につきましては、知識を持っている、持っていないとは大違いですので、これは今、学習の中で、保健体育の中でももちろんやっていますので、それらの知識を持って積極的に学ぶことはしていきたいと思っておりますがAEDのみならず、やはり救命というか、いざというときにはどのようにしていったらいいかということをしっかり学んでいくことが大事かと思っております。今も実際には「すぐに近くの大人を呼びましょう」とか、そのようなことは全部やっておりますので、子ども達に命を守ることの大切さ、それからいざというときに冷静に判断をしていくということ、これからも指導していきたいと思っております。

以上です。

○議長（米山千晴君） 再々質問ございますか。

○11番（池谷洋子君） ございません。以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（米山千晴君） 次に、4番 池谷 弘君。

○4番（池谷 弘君） 本日は2件の質問をいたします。

まず、1件目は、静岡県防災ヘリコプターのヘリポート増設についてであります。

静岡県防災ヘリコプターは、災害応急対策活動等の防災活動や市町消防業務では応援要請により、救助活動・救急活動・空中消火活動を行っております。

小山町は自然災害の可能性が高く、富士山や、また山林も多く、山林火災の可能性もあります。このため、防災ヘリでの対応も必要になりますが、現在小山町のヘリポートは、小山町地域防災計画資料の巻にありますように、町内の小学校、小山中学校、総合文化会館多目的広場のグラウンドが登録されております。小山町のヘリポートの場所は、土のグラウンドで、ヘリコプターの着陸時に砂じんが巻き上がり、使用には事前に消防車の散水による砂じん巻き上げ防止が必要となっておりますが、消防車は災害現場での対応が予想され、この問題が課題でもあります。

自然災害発生の可能性が高い小山町では、防災ヘリの活用のために、舗装などされていて、いつでも着陸しやすく利用可能な多くのヘリポートが必要であると考えます。ヘリポートは事前に県とも相談し、小山町地域防災計画資料の巻に記載が必要と聞いておりますので、早目の対応を

考えるべきと思います。

また、防災ヘリの運航時間は、8時半から17時15分であるので、ヘリポートとして利用可能な企業にも協力を求め、ヘリポートの確保をしていくことが必要であると思います。

そこで、以下の質問をいたします。

1点目、各地区の防災会館や公民館の舗装された駐車場や広場をヘリポートとして利用する考えはあるのか。

2点目、ヘリポートとして利用できそうな町内企業などに使用依頼をする考えがあるのか。

2件目は、小山消防署の建てかえについてであります。

小山町の救急・消火・災害対策拠点である小山消防署は、昭和47年に建設され、本年46年目を迎えており、24時間体制で救急・消火活動との緊急対応するためには、この施設が機能的にも現在の状況に合わなくなっていると思います。

また、今後ますます消防署の活動は広がりを見せており、例えば新東名高速道路の開通により、高速道路での救急活動は長泉町から神奈川県秦野市までに延長されますし、内陸フロンティア、湯船原地区では、多くの企業誘致も行われ、それに伴い消防力の強化も必要となります。また、富士山噴火の可能性も取りざたされ、その災害対応も必要となってきました。

当然、(仮称)小山スマートインターに近い方が緊急対応できますし、防災ヘリコプターのヘリポート設置や男女共同参画での女性消防士がふえていくことと思いますので、そのための場所や施設も必要となってきました。

新たな機能を付与した小山消防署の設置、建てかえには、3年以上かかると考えております。

そこで、以下の質問をいたします。

1点目、小山消防署の設置場所を含め建てかえの考えはあるのか。

2点目、建てかえの検討計画は。

以上、回答をよろしく願いいたします。

○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。

○町長(込山正秀君) 池谷 弘議員にお答えをいたします。

はじめに、小山消防署の建てかえについてであります。

小山消防署は、昭和47年に消防小山分署として開設以来、既に46年が経過し、建物の老朽化が激しいことに加え、消防車両の大型化や資機材の増加による建物の狭隘化も進み、消防活動を遂行する上で、様々な支障が出てきている現状にあります。

そうしたことから、本年1月に、危機管理監を座長に、関係部課長及び小山消防署長の計9名の委員で構成される「小山消防署あり方検討会」を設置し、これまでに3回の検討会を開催しております。

検討会では、火災、救急、救助活動及び火災予防等の従来からの消防行政はもとより、地震、噴火、台風などの大規模自然災害への対応、さらには、「内陸のフロンティアを拓く取組」事業等

による本町の社会環境変化も視野に入れた、今後求められる消防防災拠点施設としての機能や設備等について検討をしております。

また、新庁舎の建設に当たっては、今後の職員数や女性職員、女性消防団員に配慮した機能の充実、さらには急速な進化・発展を続ける情報ネットワークに柔軟に対応できる庁舎等、様々な観点から検討を加えております。

今後、こうした検討会を2カ月に1回のペースで開催し、新たな消防防災拠点施設としての機能や設備、必要となる施設規模等を勘案し、設置場所を含めて、本年12月末を目途に検討してまいります。

その他の御質問につきましては、危機管理監から答弁を申し上げます。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○危機管理監兼防災課長（岩田和夫君） 静岡県消防防災ヘリコプターのヘリポートの増設についてお答えします。

静岡県消防防災ヘリコプターは、県内の各自治体と県との静岡県防災ヘリコプター応援協定に基づき、運用が規定されています。

消防防災ヘリコプターの応援要請については、1、災害が発災市町等の区域外に拡大し、または影響を与えるおそれのある場合、2、発災市町等の消防力によっては、防御が著しく困難と認められる場合、3、その他緊急性があり、かつ航空機以外に適切な手段がないと認められる場合の、いずれかに該当する場合に、市町等の長からの要請により、消防防災ヘリコプターが派遣されることとなります。

池谷議員御指摘のとおり、小山町地域防災計画では、防災対応離着陸施設として、小学校区ごとに、明倫、足柄、北郷、須走の各小学校及び小山中学校の各グラウンド、並びに総合文化会館多目的広場を規定しております。

このヘリポートの設置基準では、最低でも40メートル四方程度の離着陸帯が必要であり、かつ離発着時の進入路400メートルのアプローチ上に、高圧線・電線・樹木等の障害物がないことが必須の条件となります。

そうしたことから、各地区の公民館や防災会館の駐車場や広場をヘリポートとして使用することは、事実上困難でございます。

しかしながら、町では大規模災害の発災に備え、町内の企業はもとより、県外の自治体並びに民間企業と鋭意防災協定の締結を進めており、その中で、現在までに町内11事業所と防災ヘリポートとしての使用協定を締結しております。

町といたしましては、引き続き、町内の民間事業所との防災協定によるヘリポートの拡充に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○4番（池谷 弘君） 再質問いたします。

静岡県防災ヘリコプターのヘリポート増設について、4件質問いたします。

まず、1件目は、町内での今までの防災ヘリコプターのヘリポートの使用状況についてでございます。

次に、2点目は、新たなヘリポートの設置は難しいとの答弁がありましたが、ヘリポート設置基準に合いそうな、例えば足柄ふれあい公園や自衛隊富士学校前のグラウンドなどの設置の可能性と、可能であればヘリポート設置の考え方があるのかどうか伺います。

次に、町内民間事業所と防災ヘリポートとしての使用協定を締結しているとの答弁がありました。

これを受け、3件目は、11事業所の防災ヘリポートとして使用する場所を静岡県とも相談して認知された場所となっているのかどうか。

次に、4件目として、民間事業所のヘリポートを小山町地域防災計画への記載について伺います。

以上、4件再質問いたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○危機管理監兼防災課長（岩田和夫君） 1点目の防災ヘリコプターの使用状況についてですが、過去10年間の防災ヘリコプターの出動状況は、7件となっています。7件のうち、金時山等での山岳救助が6件、病院の移転が1件でございます。

参考までに、平成29年1月の柳島林野火災においては、防災ヘリ「オレンジアロー号」の出動を要請いたしましたが、迅速な消火活動により、オレンジアロー離陸前に鎮火したため、出動回数には、これは含まれておりません。過去10年間で7件となっております。

2件目の、足柄ふれあい公園や自衛隊富士学校前のグラウンドについてでございますが、緊急時の離発着場として適切な場所であるかどうか、今後検討してまいりたいと考えております。

3点目の、11事業所と防災ヘリポートの使用協定を結んでおりますが、静岡県も認知しているかということでございます。

緊急時の離発着場に関しては、県へのヘリポートとしての申請や届け出が不要であるため、県との共通認識には至っていないのが現状であります。ただし、大規模林野火災に関して申し上げますと、昨年5月の浜松市天竜区での大規模林野火災を踏まえ、小山町での大規模林野火災に備え、静岡県危機管理部、御殿場市・小山町広域消防本部、自衛隊、そして小山町防災課において、給水ポイントは御殿場市水土野地先の東富士ダム、町内の緊急離発着場は、総合文化会館多目的広場を、それぞれ候補地として情報を共有しております。

最後に、民間事業所のヘリポートについて、地域防災計画へ記載するのかということでございますが、平成29年度末までに町が締結いたしました防災協定は、行政機関が13件、民間企業・団

体等が45件、合計58件の防災協定を締結いたしております。民間企業等の防災ヘリポート使用協定のみならず、現在までに締結いたしております防災協定の内容を精査した上で、必要事項を小山町地域防災計画に今後盛り込んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（米山千晴君） 再々質問ございますか。

○4番（池谷 弘君） 特にございません。了解いたしました。

以上で質問を終わります。

○議長（米山千晴君） ここで10分間休憩といたします。14時5分を目途に御参集ください。

午後1時54分 休憩

午後2時04分 再開

○議長（米山千晴君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番 藺田豊造君。

○5番（藺田豊造君） 私は、1番目に町長の政治姿勢について、2番目にバイオマス発電所について、3番目に先日決定した都市計画税について、一問一答方式で質問させていただきます。

まず、町長の政治姿勢についてお伺いします。

私は、過去に二度、同様の質問をさせていただきました。町長の考え方、その手法が、今日、また近い将来の小山町を決定させることが多々あるからでございます。

さて、任期もあと1年弱となりました。私達も、また町長におかれましても、同じであります。残りの期間どのように町政に臨まれるかをお聞きしたいと思います。

また、現在行われている大きなプロジェクトをどのような完成形にしていくのか、まだ示されていません。さらには、現在町で行っている事業、町民にはまだまだ理解をされていません。

本当に、町民による町民のための政治、そのように映っているのかいないのか、私達の理解不足なのか否か、私はそのようなことも聞きたいと思います。

それはなぜかといえば、以前にも申しましたが、町の法令、条例などにおいて、町民の方々と町とは大きな乖離があることを私は知っているからでございます。

それらに加え、3項目にわたり一問一答方式で質問させていただきます。

では、第1問に入ります。

これは以前にもお尋ねしましたが、明快な答弁が得られませんでしたので、再々度であります。改めてお伺いします。

町長の政治信念についてであります。

政治家として常に考えていること、特に、この信念を持って政治に臨むということについてお伺いします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 菌田議員にお答えをいたします。

昨年の9月議会において、菌田議員の質問、町長の政治姿勢についての回答で申し上げましたが、一番大事に考えていることは、この町を何のために経営をするのか、どのような方向へ向けて経営していくのか、具体的な将来ビジョンはどうか、この三つを心して町政に取り組んでいるところでございます。

具体的に政治について常に考えていることは、私が3年前に所信として表明させていただきました政策提言、「金太郎大作戦第二章」に掲げてある三つの挑戦の実行であります。

1つ目の挑戦は、「金太郎のように力強い経済、雇用と賑わい創出への挑戦」であります。

2つ目の挑戦は、「金太郎のようなたくましい子どもが育つ住環境、人口増への挑戦」であります。

3つ目の挑戦は、「金太郎のような元気を支える福祉、福祉充実への挑戦」であります。

これらの三つの挑戦の実現のためには、町民の皆様との協働が不可欠であります。

平成27年度に町民の皆様と協働で策定いたしました小山町自治基本条例に定められていますように、まちづくりの主体はあくまでも町民の皆様であり、私も常々そう考えております。

したがって、町民、議会及び執行機関がそれぞれの役割と責任を果たし、参加と協働によるまちづくりを推進していくことで、皆さんがこの町に愛着と誇りを持ち、将来に夢や希望が持てる、魅力あるまちづくりを進めていくことが大事だと考えております。

以上であります。

○5番（菌田豊造君） 今、確かにそのような姿勢で臨んでおられることは、十分に私達も承知しております。しかしながら、もしもこれは譲れないというような信念がありましたら、お答え願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 首長の仕事というのは、公約を守ることに尽きると私は思います。

それに対して、任期という時間、また人、物、金という制約の中で、限られた中で実行していくということ。これに対して最善の解決方法を考えて取り組んでいくと、このように考えておりますし、また、実行部隊である職員と気脈を通じて、高い志を持って行政に取り組んでいくと、このように考えております。

外に向けては、議員の皆さん方には丁寧に御説明申し上げ、また町民に対しては、ビジョンを掲げて御理解いただくと、このように考えております。

以上であります。

○5番（菌田豊造君） 次に、御自身の政治手法についてお伺いいたします。

政治の最大の目的は、計画した事業を達成することです。とりもなおさず、それが町民の生活に直結するからであります。しかし、議会が疑義を抱き、否決されれば実行できないことはもとよりであります。

目標達成に対しては、いろんな方法がありますが、どのような考え方、方法をとっているか、先ほども御答弁いただきましたけれども、もう少し詳しくお願いしたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 自身の政治手法についてということですね。

先ほど触れましたが、小山町自治基本条例の第10条には、三つの町長の責務がうたわれております。

その三つとは、一つ、町長は、町民の意思を尊重し、公正かつ誠実に町政運営を行わなければならない。

2つ目として、町長は、関係機関等との連携を図り、リーダーシップを発揮して、町政の円滑な運営に努めなければならない。

3つ目として、町長は、職員を適切に指揮監督するとともに、その人材の育成に努めなければならない。

このように規定をされております。

したがって、私が小山町の町長である以上、私の政治手法の基本には、常にこの三つがあると考えております。

さらに、私が常日頃から申し上げておりますように、小山町を金太郎のような元気な町にするため、全力で、スピード感を持って各種施策に取り組んでいるということも、私の政治手法であると思います。

以上であります。

○5番（藺田豊造君） ちょっとうがった質問ですけれども、議会介入というものは、二元代表制の根幹を揺るがすものです。そのようなことはなされないと思いますけれども、それらはどのようにお考えでしょうか。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） ちょっと今聞き取れなかったんですが、どういうことでしょうか。

○5番（藺田豊造君） 要するに、二元代表制であるから、当然にして議会介入などというものは行わないのが原理原則ですけれども、そのようなことは行わないと思っておりますけれども、そのような手法は用いませんでしょうか。

○町長（込山正秀君） いたしておりません。

○5番（藺田豊造君） 分かりました。

○議長（米山千晴君） 次に進んでください。

○5番（藺田豊造君） はい。1番目の最後の質問になります。

残りの任期でもって、これだけはどうしてもやり遂げなければならない。それについてどのようにお考えでしょうか。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 最初の答弁でも申し上げましたように、マニフェスト「金太郎大作戦第二章」における「雇用と賑わい創出への挑戦」、「人口増への挑戦」、「福祉充実への挑戦」も、今年度で最終年度となります。

このマニフェストに掲げた全81本の事業を着実に推進してまいります。

また、マニフェストの内容は、全て第4次小山町総合計画後期基本計画に盛り込まれておりますので、その達成が、後期基本計画の進捗に大きな成果をもたらします。

よって、マニフェストの進捗管理といたしまして、毎年6月に、今やっておりますが、各課とヒアリングを実施し、全81本の進捗状況を確認し、適切に指示や指導を行っているところであります。

また、昨年7月には、マニフェストの中間検証大会も実施し、御参加いただいた町民の皆様に、その成果や反省点を説明したところでございます。

さらに、本年度末の3月には、最終検証大会を実施し、4年間の私の活動を皆様にお示しいとと考えております。

最後に、総合計画はまちづくりの総合的な指針であることから、その内容の実現こそが、何より大事であると考えております。

したがって、政策上の主要事業については、行政評価や予算と連動した実施計画の策定といったPDCAサイクルを実行して、進捗状況の確認や見直しを行い、計画の着実な進捗を図っているところであります。

以上であります。

○5番（藺田豊造君） 結構でございます。1番目の質問を終わります。

では、2番目の質問に入ります。

バイオマス発電についてお尋ねします。

バイオマス発電所は、現在、湯船原にて完成間近になっております。この件についても、町長の政治手法が関わっている問題として、私は今回取り上げました。

では、質問に入ります。

当局は、平成29年4月7日、森のエネルギー研究所の方を講師に、私達にはSPC（特定目的会社）を作り事業を行うような説明をしてきました。その代表には町長がなるというものでありました。私はその席上、これは利益相反に当たるのではないかと発言しました。これについては、詳細は申しませんが、現在この原料を町長の親族の当該会社に依頼するというふうなことが、未来拠点課長から説明がありました。そういうことが利益相反になるという指摘をしました。

今回は、議案においてもそうですけれども、幾つかのこの運営方法が選択肢として挙げられております。これはどのような理由からこうなったのかをお尋ねいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○未来拠点課長（清水良久君） 藺田議員の御質問にお答えします。

本町の木質バイオマス発電所につきましては、本年度に施設が完成し、いよいよ売電事業が始まることとなります。

さらに、次の段階として売熱事業の開始、そして最終段階としては、再生可能エネルギーの町内における地産地消を目的とした小山町地域新電力事業の実現に向けて、将来構想を具体化すべく検討しているところであり、段階的な事業拡大に伴う管理運営及び発電等の業務委託方法につきましても、適正かつ長期にわたり安定した事業運営が行えるよう、これまでの事業スキームに固執することなく検討を進めております。

これまで、議会本会議や「小山町内陸のフロンティアを拓く取組」推進対策特別委員会においては、特定目的会社、いわゆるSPCを設立し、管理運営を委託するという説明をしてまいりましたが、現段階においては、管理運営、発電業務等の委託については、本事業の将来構想に沿った事業者を選定する必要があると考え、SPCに限定することなく、一般的な株式会社や合弁事業等までを選択肢として広げたものであります。

いずれにいたしましても、本発電所の適正かつ長期にわたる安定した管理運営の継続という最終的な目標につきましては、これまでと何ら変わりはありません。

以上であります。

○5番（**菌田豊造君**） この事業については、私はPFIの事業契約をして、その上で次にSPCにもっていくのが順序だと思っていました。今の手順に違いありませんか。

○議長（**米山千晴君**） 答弁を求めます。

○未来拠点課長（**清水良久君**） 菌田議員の御質問にお答えします。

PFIによるSPCという認識でいたというお話でございますけれども、今現在、町では、発電施設の設計・建設・管理運営まで含めてPFIという当初の構想から若干変更がございまして、施設の設計・建設は町が既に事業主体となって完了したところであり、PFIに限定して進めているというものではございません。

以上であります。

○5番（**菌田豊造君**） だから、手順に間違いがなかったかどうかということを知っているんです。

今の手順でよかったのか。当然にして、民間からの考えを聞いて、それから小山町がやる。あるいは民間会社がやる。もともとが小山町がやるべき仕事じゃないと思う。というのは、さっき言った利益相反につながるような問題を起こすからです。だから、PFIでやってから、当然にしてSPCにもっていくのが私は手順じゃないかと言っているんだけど、今のは、答えになってないので、もう一度答弁願います。

○議長（**米山千晴君**） 答弁を求めます。

○未来拠点課長（**清水良久君**） 菌田議員の御質問にお答えします。

当初のPFIの話もそうですけれども、そもそも平成29年4月7日の特別委員会でもお話ししましたように、全体の事業費から考えまして、費用対効果を考えると、建設事業費につきまして

は、小山町が県の補助金を受けて事業主体として実施した方が事業性があるということで、事業を採択し進めてきたものです。したがって、手順に間違いはないと考えております。

以上であります。

○5番（藺田豊造君）　じゃあ、あくまで町営ということでこだわるのか。あるいは、これを売却する考え方があるのかなのか質問します。

○議長（米山千晴君）　答弁を求めます。

○未来拠点課長（清水良久君）　藺田議員の質問にお答えします。

あくまで、小山町の施設として補助金を受け入れて建設したものですので、売却する考えはありません。小山町の施設として管理運営の委託をしていく考えでございます。

以上であります。

○5番（藺田豊造君）　次に移ります。

では、バイオマス発電所は持続可能であるのか。採算の見込みは立っているのかどうかお答えください。

○議長（米山千晴君）　答弁を求めます。

○未来拠点課長（清水良久君）　藺田議員の御質問にお答えします。

バイオマス発電所は持続可能である施設なのかにつきましては、昨年4月の「小山町内陸のフロンティアを拓く取組」推進対策特別委員会でも御説明いたしましたが、事業化に向けて、平成27年度に木質バイオマスを活用した熱電併給事業可能性調査、平成28年度に木質バイオマス発電事業実施設計を実施しております。

この中で、燃料用の未利用間伐材の供給量や、木質燃料の製造量、また熱電併給方式によります発電設備等、本町の地域資源循環型林業を長期的かつ安定的に持続させることを目的に検討を重ね、20年間にわたって持続可能な施設として設計をしております。

次に、採算の見込みにつきましては、昨年の9月議会定例会において答弁いたしましたが、木質バイオマス発電事業に係る年間の事業収支見込みに関しましては、平成28年度の実設計業務において試算しておりまして、収入につきましては、固定価格買取制度による本施設からの売電料が年間約4,840万円、売熱料が約1,260万円で、年間収入合計を概算で約6,100万円と見込んでおります。

一方、支出につきましては、燃料の木質ペレット購入価格が年間約2,890万円、施設の維持管理費用に約1,010万円を見込み、年間支出合計は概算で約3,900万円と見込んでおります。

以上であります。

○5番（藺田豊造君）　私は、木材とて有限な資源だと思っています。さらには、最近こうした木質バイオマス発電所が各地ででき始めています。これらは、原料の高騰になりかねません。また、原料不足にも波及してくると思います。

なぜにこのような質問をするかと言えば、町でのペレットの購入価格は、1トン当たり3万

5,000円としています。

私達は、群馬県の上野村へと行って調査をしてきました。同じ発電所で、ペレットを4万2,000円で購入しています。さらに、この施設が1,000万円の赤字となっている、そのような説明もありました。

私は、現在3万5,000円がずっと維持できるならば結構ですけれども、この現状の価格が高騰すれば、製品につながってくる。製品につながってくれば、高いものを売らなきゃならないことになってきます。そうすれば、買い控えというものが出てくる。すると、生産も消費も落ち込むこととなります。

今の計画は、確かにこの中に書いてあります。去年、私達はこれを勉強しました。書いてありましたが、今のままの価格を、要するに3万5,000円という価格を持続するのは、私は結構無理があると思います。課長の考えは、このままいけるのか、もう少し勉強するのか、しっかり研究していただきたいと思います。

木質バイオマスについては、以上で質問を終わります。

次に、3番目の都市計画税について質問いたします。

この件につきましては、先月15日、臨時議会において賛成多数で可決されましたことは、町民の皆様も、広報によって、周知の事実であります。ですから、この問題について私が質問するのは、この条例案が違法であるかないかという問題になってきます。

私は、都市計画税条例第2条について、大いなる疑義が生じているので質問いたします。

まず先月15日、総務建設委員長の報告に対する鈴木議員の質疑は、確認の上で、山林・原野が保留、課税されないとあるが、今後、市街化区域内の山林・原野を見直すべきという質疑があったかないか。との質問に対して。

委員長の回答は、見直す意見が出た。なお、山林・原野の67.28ヘクタールは、課税の保留という明確な回答があった。と答えています。

しかし、6月号の広報おやまにおいては、山林・原野は当分の間課税を免除するとあります。

どちらが正しいのでしょうか。どのような法の引用になっているのでしょうか。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○税務課長（渡邊辰雄君） 先日の議会5月臨時会において可決いただきました小山町都市計画税条例で市街化区域内の山林及び原野を非課税といたしましたが、この規定は地方税法第6条第1項の定めにとったものであります。

地方税法第6条第1項の規定は、個々の地方団体が公益上その他の事由があるときは、その独自の判断により、一定の範囲のものに対して課税しないことができることを認めているものであります。すなわち、地方団体は、この地域社会における社会経済生活の特殊事情を考慮して、その自主性に基づいて、課税免除、いわゆる非課税とすることが認められているもので、本件は地方税法の逸脱には当たらないと判断しております。

以上でございます。

○5番(藺田豊造君) これは大変におもしろい問題で、我々は都市計画税の免除について決めました。それは702条を使うべきなのに、地方税法の6条を使っている。6条については、一律にそういうことができるとの文言にはなっていません。

しかも、私、ここに参考資料を持ってきましたけれども、これは申告制です。町から免除しなすというような問題になっていません。6条の1項を読んでもらうと分かるけれども、ここにあるのは甲府市の税条例でありますけれども。これは普通にどこの市町でも取り扱っている問題だと思います。でも、小山町では一律に6条1項を用いて、できるともできないとも関係なく外しちゃっている。確かに公平性はありますけれども、じゃあ山林・原野じゃなくて田畑はどうなりますか。田畑は、これは免除の対象にならない。なぜかと言えば、田畑は市街化区域においては、多分に家を建てる部分があるからです。

しかし、山林・原野においても、できるところとできないところを除くべきなのに、できるところまで除いている。それは一律というべきではないと私は思っている。

しかも、この書類でいくと、申告制になっている。地主が「私のところは抜いてください」という部分において限定されている。なぜかといえば、それは公益性に係るか、係らないかという問題がこの中にはあるからです。法を逸脱してはいないか。

税務課長、お答えください。

○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。

○税務課長(渡邊辰雄君) まず、申告制とおっしゃっていることについて、少し訂正していただきたいと思います。

まず、申告制、こちらは減免という表現になりますけれど、こちらの規定は地方税法367条にうたわれているものでございまして、主に3点ほどございます。

天災によるもの、貧困によるもの、その他特別の事情があるものと、この三つに該当するものについて減免と。要は、これは納税義務者から申告を受けて減免するというものでございます。

この仕組みとしましては、まず一旦課税をします。課税をした中で、これらの理由に該当するから私は減免してほしいというような申請を受けます。それに基づいて、該当していれば減免をするというのが減免。これが申請に基づくものでございます。

今回の条例第2条ですが、これは地方税法の第6条第1項、課税の免除というものでありまして、こちらは画一的に決めたもの、一定のものに対して全てを非課税とするものでございます。

以上です。

○5番(藺田豊造君) 大変に間違っている。この6条の1項をもう1回読み直してください。私はこれ以上質問しませんけれども。そもそも、もともとは減免と言っていたのに、さらには、さっき言ったような委員長報告にあったように、答弁は「保留」と言ったの、もともとは、それを何回も言葉を変えている。保留なんかあり得ないですよ。なぜかといったら、地方自治体は皆さ

んの税金で成り立っているものだから。当然取るべきものはしっかり取る。それは地方自治体が成り立っていく上での大きな要因だからです。

この問題は、もう1回私は追及したいと思います。もう1回この6条の1項をしっかりと読んで、勉強しておいてください。

次に、徴収する都市計画税は、今後どのような事業に充てるのかについて御質問します。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（高村良文君） 都市計画税が充当される都市計画事業の計画であります。本年5月8日開催の総務建設委員会においても説明させていただきましたが、平成31年度から都市計画税をいただき充当いたします事業は、都市計画法第59条の規定による認可または承認を受けて行われる、都市計画施設の整備に関する事業及び市街地開発事業として、都市計画道路事業や土地区画整理事業となります。また、須走地区の下水道事業にも、都市計画税を充当することができます。

現在実施しております事業は、都市計画道路大胡田用沢線整備事業であり、今年度から工事に着手いたします。総事業費は9億4,000万円で、平成32年度の完成を目指して事業を進めてまいります。

また、菅沼地区の明倫小学校南側におきまして、最大面積9ヘクタールを土地区画整理事業として宅地整備を行う計画がございます。

これは、菅沼地区の長年の懸案事項であり、今年1月には地元地権者に対し勉強会を開催したところであります。事業予定期間は、平成30年度から平成36年度までを見込み、今年度は事業区域検討調査を行い、事業実施に向けて進めてまいります。

以上であります。

○5番（藪田豊造君） ただいま明倫地区の土地区画整理事業についてのお答えがありました。

これについては、平成28年度の決算において、399万6,000円が執行されています。これから事業を行う前にこのような事業をやっているようではすけれども、この399万円はどのような使い道だったのか。さっきの答弁では、これから区画整理事業をすと言っていましたけれども、平成28年度においては、399万6,000円が執行されている。それについては、どのような税の使われ方をしたのか。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（高村良文君） 藪田議員の再質問にお答えします。

執行いたしました事業につきましては、当時、町道足柄三保線の道路計画と一緒にやるということがありましたので、その事業として執行しております。

以上であります。

○5番（藪田豊造君） ここに、こういうような地図がある。これは、我々がもらった地図です。これは、市街化調整区域になる場所であります。このような穴あきのような状態でもって都市計

画税はどのように充当されるでしょうか。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（高村良文君） 菌田議員の再々質問にお答えします。

充当される事業としましては、先ほどお答えしていただきましたように、都市計画法第59条の規定による認可または承認を受けている事業という形で、その認可を受けている事業に対して充当していくものであります。

以上であります。

○5番（菌田豊造君） それは当たり前のことです。これに支障はないかと聞いているの、私は。こういうふうな穴あきの状態で今の事業計画を実施するのに支障はないかと。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（高村良文君） 菌田議員の御質問にお答えいたします。

今お示しされたような図面の中に、当然、市街化区域及び市街化調整区域というものがあるわけございまして、市街化区域の事業に充当されます。

以上であります。

○5番（菌田豊造君） 道路計画には支障はありませんか。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（高村良文君） 菌田議員の御質問にお答えします。

道路事案には支障はございません。

以上です。

○5番（菌田豊造君） ということは、都市計画税を充当しなくてもできる事業ということではないでしょうか。違いますか。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（湯山博一君） 菅沼地区の件について、1点、菌田議員に申し上げます。

先ほど三百九十数万円の道路事業というのもありましたし、今道路事業に差しさわりのないのかという御質問だと思いますけれども、菅沼地区に関しましては、昔から8ヘクタール、9ヘクタールの区画整理事業というのが、ずっと構想がありました、もう30年近い前から。

私達の方では、いつの議会だったかはちょっと忘れてしまいましたが、土地開発基金によりまして、約1億円近い土地を先行で取得しています。

その理由は何かといいますと、区画整理をやるときには、当然公共施設とかで、減歩がありますので、それをなるべく有利に進めて、地権者の負担が軽くなるようにということで、先行で先買いをしています。

先ほどの道路計画につきましても、先ほどの都市整備課長の説明は道路事業ということで申し上げましたけれども、もしかすると今後の計画によって区画整理の中の道路部分というような取り扱いも十分考えられますので。

今、大事なことは、今後、区画整理の組合施工になると思いますけれども、組合ができたときに、そこに土地を持っている地権者の方々がより自分たちの負担が少ないような形で事業が執行できるようにというのが、まず今町がやるべきことで、既にその1億円近い投資をしております。

ですから、今回最大9ヘクタールの区画整理が行われるということは、十分そこに都市計画税を充当して事業をスムーズに進めるというのが、全体の計画の概要であります。

以上であります。

○5番（藺田豊造君） その1億円は、かつて住宅宅地にするからということで買い求めた土地じゃないのかな。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（湯山博一君） 確かにそのとおりで、土地開発基金は土地の先行取得のために設けられた制度ですので、そこは将来的に住宅地になるか、道路になるか、公共施設になるかというのは分かりませんが、とにかくそこにある一定面積の土地を先買いをしておくということです。

今、藺田議員がおっしゃられたように、住宅地になるという説明は、住宅地にする手法です。今、町がやっている宅地造成事業とか、民間の開発、区画整理組合による区画整理事業などの手法が幾つかありますので、先買いしたときにはまだその手法までは決めてなくて、住宅地にするという目的は全く変わりませんので、そこで先買いをしたということです。

以上です。

○5番（藺田豊造君） 以上で質問を終わります。

○議長（米山千晴君） これで一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は6月21日木曜日 午前10時開議

議案第54号から議案第59号までの6議案を順次議題とし、委員長報告、質疑、討論、採決を行います。さらに議員の派遣について採決を行います。

本日は、これにて散会いたします。

午後2時52分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議	会	議	長	米	山	千	晴
署	名	議	員	池	谷		弘
署	名	議	員	藺	田	豊	造

平成30年第4回小山町議会6月定例会会議録

平成30年6月21日(第3日)

召集の場所 小山町役場議場

開 議 午前10時00分 宣告

出席議員 1番 遠藤 豪君 2番 佐藤 省三君
 3番 鈴木 豊君 4番 池谷 弘君
 5番 藺田 豊造君 6番 阿部 司君
 7番 高畑 博行君 8番 渡辺 悦郎君
 9番 込山 恒広君 11番 池谷 洋子君
 12番 米山 千晴君

欠席議員 なし

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	副 町 長	室伏 博行君
副 町 長	杉本 昌一君	教 育 長	天野 文子君
企画総務部長	湯山 博一君	住 民 福 祉 部 長	小野 一彦君
経 済 建 設 部 長	野木 雄次君	未 来 創 造 部 長	遠藤 正樹君
オリンピック・パラリンピック継承	池谷 精市君	教育次長兼こども育成課長	長田 忠典君
町長戦略課長	後藤 喜昭君	シティプロモーション推進課長	勝又 徳之君
総 務 課 長	大庭 和広君	税 務 課 長	渡邊 辰雄君
住 民 福 祉 課 長	渡邊 啓貢君	介 護 長 寿 課 長	山本 智春君
建 設 課 長	山口 幸治君	農 林 課 長	前田 修君
未来拠点課長	清水 良久君	都 市 整 備 課 長	高村 良文君
総務課副参事	米山 仁君		

職務のために出席した者

議 会 事 務 局 長	岩田 芳和君	議 会 事 務 局 書 記	小野 利幸君
-------------	--------	---------------	--------

会議録署名議員 4番 池谷 弘君 5番 藺田 豊造君

閉 会 午前11時26分

(議 事 日 程)

- 日程第1 議案第54号 町道路線の変更について
- 日程第2 議案第55号 小山町木質バイオマス発電所の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第3 議案第56号 小山町都市計画税条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第57号 小山町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第58号 小山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第59号 平成30年度一般会計補正予算 (第2号)
- 日程第7 議員の派遣について

(追 加 日 程)

- 追加日程第1 町長提案説明
- 追加日程第2 議案第60号 静岡県市町総合事務組合規約の一部を変更する規約について
- 追加日程第3 議案第61号 工事請負契約の締結について
- 追加日程第4 議案第62号 建設工事に関する協定の締結について
- 追加日程第5 議案第63号 土地の取得について
- 追加日程第6 議案第64号 土地の取得について
- 追加日程第7 議案第65号 土地の取得について
- 追加日程第8 議案第66号 土地の取得について
- 追加日程第9 議案第67号 土地の取得について
- 追加日程第10 議案第68号 平成30年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計補正予算 (第1号)
- 追加日程第11 発議第3号 最低賃金の引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書
- 追加日程第12 発議第4号 静岡地方裁判所沼津支部における労働審判の実施を求める意見書
- 追加日程第13 発議第5号 ゴルフ場利用税の堅持を求める意見書
- 追加日程第14 発議第6号 「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」調査対策特別委員会の設置について
- 追加日程第15 「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」調査対策特別委員会委員の指名について
- 追加日程第16 「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」調査対策特別委員会の閉会中の継続調査について

議

事

午前10時00分 開議

○議長（米山千晴君） 本日は御苦労さまです。

ただいま出席議員は11人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略いたします。

ここで報告いたします。阿部 司君の表決の方法は、体調を考慮し、挙手による表決を許可することを報告いたします。

日程第1 議案第54号 町道路線の変更について

日程第2 議案第55号 小山町木質バイオマス発電所の設置及び管理に関する条例の制定について

日程第3 議案第56号 小山町都市計画税条例の一部を改正する条例について

日程第4 議案第57号 小山町介護保険条例の一部を改正する条例について

日程第5 議案第58号 小山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第6 議案第59号 平成30年度一般会計補正予算（第2号）

○議長（米山千晴君） それでは、日程第1 議案第54号から日程第6 議案第59号までの議案6件を一括議題とします。

6月5日に各常任委員会に付託いたしました議案につき、会議規則第41条第1項の規定により、各常任委員長から、委員会における審議の経過並びに結果について報告を求めます。

はじめに、総務建設委員長 遠藤 豪君。

○総務建設委員長（遠藤 豪君） ただいまから、6月5日、総務建設委員会に付託された4議案について、審議の経過と結果を御報告します。

6月13日午前10時から、会議室において、当局から副町長、関係部課長等、議会から委員全員が出席し、審議を行いました。

はじめに、議案第54号 町道路線の変更についてを報告します。

委員から、町道2342号線は、延長540メートルで、新柴のヌタ原まで出るようになっているが、300メートルぐらいで止まっている。今後、舗装などをヌタ原まで整備する計画はあるか。との質疑に。

現在のところ、町道2342号線については、道路改良事業等の計画はありません。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第54号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきもの

と決しました。

次に、議案第55号 小山町木質バイオマス発電所の設置及び管理に関する条例の制定についてを報告します。

委員から、木質バイオマス発電所は町で管理していくことでよいか。との質疑に。

町が所有する施設として、委託・管理していくことになります。との答弁がありました。

委員から、管理の申請者が1社となった場合、そこへ委託することはあるか。との質疑に。

管理者の企画・提案の公募は、選定委員会に諮り審査されるため、審査内容については、選定委員会の判断によるものと考えています。との答弁がありました。

委員から、SPC（特別目的会社）の計画は変更になったのか。との質疑に。

SPCに限らず、選択肢を広げた理由については、今定例会で答弁したとおりです。企画・提案・公募を受けた上で、候補者を選定することになりますが、その候補者と委託・管理に向けて協議をした中で、SPC、株式会社、または企業連合になるのか、今後の協議になるかと思いません。との答弁がありました。

委員から、このバイオマス発電所では、売電と売熱を行うことで採算がとれるとしているが、売熱先はあるのか。との質疑に。

これまでの計画のとおり、発生した熱は、林業エリアまたはアグリインダストリーエリアに供給します。アグリインダストリーエリアに参入する企業を対象に売熱事業の調査・研究を進めています。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第55号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第56号 小山町都市計画税条例の一部を改正する条例については、特に質疑もなく、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第59号 平成30年度小山町一般会計補正予算（第2号）を報告します。

委員から、繰越明許費について、これまでに東名高速道路の橋などで同じような事業が何回か出ているが、進捗状況は。との質疑に。

東名高速道路の車道橋に関しては、7橋が対象になっています。4橋については、工事委託を発注しており、そのうち2橋が完了して、あとの2橋も今年度に完了する予定です。また、残りの3橋も今後発注する予定です。との答弁がありました。

委員から、足柄ふれあい公園の排水工事はどのような内容か。との質疑に。

足柄ふれあい公園内のバーベキューガーデン排水工事ですが、場内排水について、北側の農村公園との間にU字溝を設置して、道路側に排水勾配をとるよう計画しています。との答弁がありました。

委員から、最初から設置しておくべきではなかったのか。との質疑に。

当初は、自然排水で考え、敷砂利で仕上げていましたが、集中豪雨に対応するため、排水溝を

設置することが有効と判断し、補正予算で対応することとしました。との答弁がありました。

以上、質疑、答弁の後、採決の結果、議案第59号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務建設委員会に付託された、4議案の審査の経過と結果について、委員長報告いたします。

なお、委員会終了後、小山町木質バイオマス発電所の工事の現地確認と視察を実施しましたことも、あわせて御報告します。

以上です。

○議長（米山千晴君） 次に、文教厚生委員長 池谷 弘君。

○文教厚生委員長（池谷 弘君） ただいまから、6月5日、文教厚生委員会に付託された2議案について、審議の経過と結果を御報告します。

6月14日午後3時30分から、会議室において、当局から杉本副町長、教育長、教育次長、関係部課長等、議会から委員全員が出席し、審査を行いました。

はじめに、議案第57号 小山町介護保険条例の一部を改正する条例についてを報告します。

委員から、この条例改正による対象者はどの程度いるのか。との質疑に。

今年度の介護保険料は、まだ確定していませんが、平成29年分の所得税の申告データを確認したところ、所得段階が一番高い10段階から6段階に変更となる方が2人、10段階から9段階に変わる方が1人、8段階及び7段階から6段階に変わる方がそれぞれ1人ずつ、合計5人の方が影響を受ける見込みで、介護保険料の影響額としては、11万5,700円の減額を見込んでいます。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第57号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第58号 小山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを報告します。

委員から、条例の改正内容に「免許状を有する者」としているが、改正前とどう変わるのか。との質疑に。

条例改正前では、「資格を有する者」と規定していましたが、有効な教員免許を取得した者かどうか曖昧な点があったため、「教職員の免許状を有する者」に改正をし、明確化しました。との答弁がありました。

委員から、他市町での経験の証明はどのように確認するのか。との質疑に。

職員は、必ず認定資格の研修を受けることになっているため、申請書の経歴などをもとに、担当課で経験、年数等を確認しています。との答弁がありました。

委員から、上位法の改正に伴う条例改正ではあるが、指導員不足の解消に向けての条例改正と解釈してよいのか。との質疑に。

対象者について、改正前は、条例第10条第3項の1号から9号で、「保育士や社会福祉士の資格を有する者」などと規定していました。今回の改正で追加した10号では、学歴は規定せずに、「5年以上、放課後児童健全育成事業に従事した者」としています。支援員の範囲を拡大していることから、放課後児童育成事業支援員の確保対策と考えています。との答弁がありました。

委員から、改正項目の5年以上に該当する方はいるのか。との質疑に。

5年以上従事されている方はいますが、改正前の1号から9号に該当される方です。現時点では、10号が追加されたことによる、対象者はいない状況です。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第58号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、文教厚生委員会に付託された2議案の審査の経過と結果についての委員長報告とします。

なお、委員会終了後、足柄小学校放課後児童クラブの現地視察を実施したことも、あわせて御報告します。

○議長（米山千晴君） 以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

それでは、これから順次、質疑、討論、採決を行います。

日程第1 議案第54号 町道路線の変更についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（米山千晴君） 起立全員です。したがって、議案第54号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2 議案第55号 小山町木質バイオマス発電所の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第55号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第56号 小山町都市計画税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立多数です。したがって、議案第56号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第57号 小山町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第57号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第58号 小山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありますか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありますか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第58号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第59号 平成30年度一般会計補正予算(第2号)を議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありますか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありますか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第59号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 議員の派遣について

○議長(米山千晴君) 日程第7 議員の派遣についてを議題とします。

議員の派遣については、お手元に配付しましたとおり、7月4日から7月6日までの駿東郡町議会議長会の視察研修として、岡山県高梁市、広島県尾道市へ副議長を、7月12日に忍野村で開催されます忍野村行政視察に全議員を、7月19日に函南町で開催されます東部地区6市4町議会議長連絡会に副議長を、7月24日に静岡市で開催されます静岡県市町議会議員研修会に全議員を

派遣することについて、会議規則第130条の規定により、これから採決いたします。

議員の派遣については、これを行うことに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議員の派遣については、これを行うことと決定いたしました。

お諮りします。ただいま決定した議員派遣について変更を要するときには、議長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 異議なしと認めます。したがって、決定した議員派遣について変更を要するときには、議長一任で変更できることに決定いたしました。

お諮りします。ただいま町長から、議案第60号 静岡県市町総合事務組合理約の一部を変更する規約について、議案第61号 工事請負契約の締結について、議案第62号 建設工事に関する協定の締結について、議案第63号 土地の取得について、議案第64号 土地の取得について、議案第65号 土地の取得について、議案第66号 土地の取得について、議案第67号 土地の取得について、議案第68号 平成30年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計補正予算(第1号)の9件と、また議会から、発議第3号 最低賃金の引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書、発議第4号 静岡地方裁判所沼津支部における労働審判の実施を求める意見書、発議第5号 ゴルフ場利用税の堅持を求める意見書、発議第6号 「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」調査対策特別委員会の設置についての4件、合計13件の追加議案が提出されました。

発議4件は、所定の賛成者がありますので、成立しております。

これらを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 異議なしと認めます。したがって、議案第60号から議案第68号までの9議案、並びに議会提出の発議第3号から発議第6号の4件の、合計13件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

議案を配付します。

(追加議案配付)

○議長(米山千晴君) 議案の配付漏れはございませんか。

追加日程第1

町長提案説明

○議長(米山千晴君) 追加日程第1 町長提案説明を議題とします。

町長から、議案第60号から議案第68号までの9議案について、提案説明を求めます。町長 込山正秀君。

○町長(込山正秀君) 今回、追加提案いたしましたのは、規約の変更1件、工事請負契約の締結

1件、協定の締結1件、土地の取得5件、補正予算1件の、合計9件であります。

はじめに、議案第60号 静岡県市町総合事務組合格約の一部を変更する規約についてであります。

本組合は、常勤職員の退職手当支給に関する事務及び議会の議員その他非常勤の職員に対する公務災害に関する事務を共同処理している事務組合であります。

今回の変更は、当事務組合の構成団体である川根地区広域施設組合が平成30年3月31日をもって解散したことに伴うものであります。

この組合格約の変更の協議について、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第61号 工事請負契約の締結についてであります。

本案は、町道3628号線道路改良舗装工事の請負契約を締結するもので、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第62号 建設工事に関する協定の締結についてであります。

東名高速道路と交差する小山町道2318号線向原橋外2橋橋梁補修（剥落対策等）工事の施行に関する協定を締結するもので、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第63号から議案第67号の土地の取得についてであります。

今回取得します土地は、小山町上野工業団地造成事業の事業用地として取得するもので、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第68号 平成30年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の予算総額に、歳入歳出それぞれ5億円を追加し、予算の総額を7億5,800万円とするとともに、地方債の補正をするものであります。

なお、各議案の審議に際し、議案第60号 静岡県市町総合事務組合格約の一部を変更する規約についてを除きまして、関係部長から、それぞれ補足説明をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

以上であります。

追加日程第2 議案第60号 静岡県市町総合事務組合格約の一部を変更する規約について

○議長（米山千晴君） 追加日程第2 議案第60号 静岡県市町総合事務組合格約の一部を変更する規約について、本議案につきましては、町長提案説明のほか補足説明はありませんので、直ちに質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第60号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第60号は、原案のとおり可決されました。

追加日程第3 議案第61号 工事請負契約の締結について

○議長(米山千晴君) 追加日程第3 議案第61号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 野木雄次君。

○経済建設部長(野木雄次君) 議案第61号 工事請負契約の締結についてであります。

本案は、平成30年度地域連携道路事業 町道3628号線道路改良舗装工事の請負契約の締結案件であります。

工事内容は、新東名高速道路(仮称)小山パーキングエリアへのアクセス道路である町道3628号線の改良舗装工事であり、富士山金太郎大橋から通称ラウンドアバウトと言われる環状交差点を経由し町道上野大御神線に接続する、延長606.4メートル、幅員9.75メートルの道路改良舗装工事を施工するものであります。

主な工種は、アスファルト舗装工9,421平方メートル、側溝工L=2,049メートル、BOXカルバート工L=14.0メートルであります。

工事入札は、6月14日に、町内業者7者による指名競争入札を執行したところ、臼幸産業株式会社が2億1,900万円で落札決定し、消費税相当額1,752万円を加え、2億3,652万円で工事請負契約を締結するものであります。

なお、工事の完成予定期日は、平成31年3月27日を予定しております。

以上であります。

○議長(米山千晴君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

議案第61号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第61号は、原案のとおり可決されました。

追加日程第4 議案第62号 建設工事に関する協定の締結について

○議長(米山千晴君) 追加日程第4 議案第62号 建設工事に関する協定の締結についてを議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 野木雄次君。

○経済建設部長(野木雄次君) 議案第62号 建設工事に関する協定の締結についてであります。

本案は、東名高速道路と交差する小山町道2318号線向原橋外2橋橋梁補修(剥落対策等)工事の実施について、高速道路本線の交通に及ぼす影響等を考慮し、中日本高速道路株式会社東京支社へ工事を委託して実施するため、工事の施行に関する協定を締結するものであります。

工事内容は、東名高速道路をまたぐ町道の道路橋のうち、桑木地内の向原橋、南ノ原橋及び原坂橋の3橋の橋梁補修工事として、高速道路本線の交通規制を実施し、床版への剥落対策工389平方メートル及び各部材の断面修復やひび割れ補修を施工して、橋梁の健全性を回復し、長寿命化を図るものであります。

協定金額は、6,284万1,753円であります。

なお、工事の完成予定期日は、平成31年8月31日を予定しております。

以上であります。

○議長(米山千晴君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第62号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第62号は、原案のとおり可決されました。

追加日程第5 議案第63号 土地の取得について

○議長(米山千晴君) 追加日程第5 議案第63号 土地の取得についてを議題とします。

補足説明を求めます。未来創造部長 遠藤正樹君。

○未来創造部長(遠藤正樹君) 議案第63号の土地の取得についてであります。

議案書は、8ページからとなります。

今回取得いたします土地は、小山町上野工業団地造成事業用地として、同事業特別会計により取得するものであります。

取得する土地の明細は、小山町上野字下ノ原1151番、同所1175番2及び字西山1337番の3筆で、取得面積は2万3,012平方メートルであります。

契約の相手方は1者で、取得価格は7,363万8,400円であります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第63号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（米山千晴君） 起立全員です。したがって、議案第63号は、原案のとおり可決されました。

追加日程第6 議案第64号 土地の取得について

○議長（米山千晴君） 追加日程第6 議案第64号 土地の取得についてを議題とします。

補足説明を求めます。未来創造部長 遠藤正樹君。

○未来創造部長（遠藤正樹君） 議案第64号の土地の取得についてであります。

議案書は、11ページからとなります。

今回取得いたします土地は、小山町上野工業団地造成事業用地として、同事業特別会計により取得するものであります。

取得する土地の明細は、小山町上野字下ノ原1150番1から同番4の計4筆、取得面積は1万210平方メートルであります。

契約の相手方は1者で、取得価格は3,267万2,000円であります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第64号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第64号は、原案のとおり可決されました。

追加日程第7 議案第65号 土地の取得について

○議長(米山千晴君) 追加日程第7 議案第65号 土地の取得についてを議題とします。

補足説明を求めます。未来創造部長 遠藤正樹君。

○未来創造部長(遠藤正樹君) 議案第65号 土地の取得についてであります。

議案書は、14ページからとなります。

今回取得いたします土地は、小山町上野工業団地造成事業用地として、同事業特別会計により取得するものであります。

取得する土地の明細は、小山町上野字下ノ原1155番1、同番2及び同所1168番の計3筆、取得面積は2万1,353平方メートルであり、持ち分が2分の1であります。

契約の相手方は1者で、取得価格は3,416万4,800円であります。

以上であります。

○議長(米山千晴君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第65号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第65号は、原案のとおり可決されました。

追加日程第8 議案第66号 土地の取得について

○議長(米山千晴君) 追加日程第8 議案第66号 土地の取得についてを議題とします。

補足説明を求めます。未来創造部長 遠藤正樹君。

○未来創造部長（遠藤正樹君） 議案第66号 土地の取得についてであります。

議案書は、17ページからとなります。

今回取得いたします土地は、小山町上野工業団地造成事業用地として、同事業特別会計により取得するものであります。

取得する土地の明細は、小山町上野字下ノ原1155番1、同番2及び同所1168番の計3筆、取得面積は2万1,353平方メートルであり、持ち分が2分の1であります。

契約の相手方は1者で、取得価格は3,416万4,800円であります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第66号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（米山千晴君） 起立全員です。したがって、議案第66号は、原案のとおり可決されました。

追加日程第9 議案第67号 土地の取得について

○議長（米山千晴君） 追加日程第9 議案第67号 土地の取得についてを議題とします。

補足説明を求めます。未来創造部長 遠藤正樹君。

○未来創造部長（遠藤正樹君） 議案第67号 土地の取得についてであります。

議案書は、20ページからとなります。

今回取得いたします土地は、小山町上野工業団地造成事業用地として、同事業特別会計により取得するものであります。

取得する土地の明細は、小山町上野字下ノ原1178番4の1筆、取得面積は5,990平方メートルであります。

契約の相手方は1者で、取得価格は1,916万8,000円であります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第67号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第67号は、原案のとおり可決されました。

追加日程第10 議案第68号 平成30年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計補正予算(第1号)

○議長(米山千晴君) 追加日程第10 議案第68号 平成30年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

補足説明を求めます。未来創造部長 遠藤正樹君。

○未来創造部長(遠藤正樹君) 議案第68号 平成30年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。

今回の補正は、既定の予算総額に、歳入歳出それぞれ5億円を増額し、歳入歳出総額を7億5,800万円とするものであります。

また、あわせて地方債の補正をするものであります。

はじめに、歳出について御説明いたします。

補正予算書、最終ページを御覧ください。

2款1項1目事業費、説明欄(2)事業費を5億円増額いたしますのは、平成29年度に開始し、今年度末の竣工を予定しております工業団地の造成工事を進めていたところ、事業区域内の地中から廃棄物が混入した土が確認されました。その処理に要する委託業務を適正かつ速やかに実施する必要があることから、事業費を増額するものでございます。

次に、歳入について御説明をいたします。

予算書、戻っていただきまして、6ページをお開きください。

4款1項1目用地取得等事業債を5億円増額いたしますのは、当初予定しておりませんでした委託業務発注に伴いまして借入を行う必要が生じたため増額するものであります。

以上であります。

○議長(米山千晴君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○7番(高畑博行君) 今回提出されました補正予算の廃棄物処理に関してですけれども、土地の造成をしていたら廃棄物が出てきた、その処理のための補正だというわけですが、そもそも

もこの土地を購入するときに、廃棄物があることを承知していたのかどうなのか、その点を1点お聞きします。

2点目は、こういう土地取引をして土地を買うときには、何があるか分からないわけですから、やっぱり瑕疵担保責任をつけて契約をすべきだというふうに私は考えるわけです。国なんかでも、これに関しては大きな問題になっているわけで、そういうことの教訓があれば、当然、瑕疵担保責任をつけて契約をすべきではなかったのかというふうに考えるわけです。

2点をお伺いいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○未来拠点課長（清水良久君） 高畑議員の御質問にお答えいたします。

はじめに、1点目でございますが、産業廃棄物混じり土を当初から承知していたかという御質問ですけれども、当初からここに埋まっている、特定しているという意味では、承知しておりませんでした。

2点目でございます。瑕疵担保責任についてでございますけれども、今回は、この事業を行う中で、産業廃棄物混じり土が出てきたことに対する処理ということで、土地売買の瑕疵担保ではなくて、今回の補正の主な目的といたしましては、廃棄物処理法にのっとりまして、出てきた産業廃棄物を事業者が適正に処理していこうと、造成事業者と小山町で協議を重ねまして、小山町が排出事業者となってこの処理を委託することにしたものでございます。それによりまして早期に事業が完了し、起債も早期償還が完了することを目的として、小山町が取り組んでいくことで御理解いただきたいと思っております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） ほかに質疑ございますか。

○5番（藺田豊造君） 1点質問させていただきます。

この5億円という金額の根拠が今回何も示されていない。どのようなものが入っていて、どのような立米数があるのか。そして、どのような運搬賃なのか。いろいろ細かいところがまだ示されていませんけれども、それについてお伺いします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○未来拠点課長（清水良久君） 藺田議員の御質問にお答えします。

5億円の根拠についてですが、今回出てきました廃棄物混じり土の埋設の範囲について試掘等を行った結果、ボリュームにして、あくまで想定なんですけれども、全体で廃棄物の割合が50%として、土砂総量で約3万6,000立米程度が見込まれております。

廃棄物の内容としましては、ビニール、ゴム、プラスチック、木、鉄くず等でございます。それに基づきまして、分別、収集・運搬、最終処分の見積をした結果、約5億円ということで、現在、算出しております。

以上です。

○議長（米山千晴君） ほかに質疑はございませんか。

○7番（高畑博行君） 先ほどの課長の答弁で、ここに廃棄物が埋まっているということは認識してなかったということでしたけれども、ここの開発をするに当たって、実は私はうわさでちょっと聞いていたんですね、ここに不法な廃棄物があるんじゃないかなろうかって。ただ、今までずっと出てこなかったものですから、ないのかなというふうな認識をしていたわけですけども。ここで、はじめてこういう問題が出てきたわけです。

再度お聞きしますが、本当に当局は、ここの造成をするまで、廃棄物がないというふうな認識で来たのかどうなのか。再度答弁を求めたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○未来拠点課長（清水良久君） 今、御指摘の、当初からあったのかないのか、認識していたのかという話でございますけれども、高畑議員がおっしゃったように、うわさと。これまで出てこなかったの、なかったのかなと思っていたという高畑議員のお話もありましたように、そういうことの中で、やはりこの新産業集積エリアの中ではないのかなという認識でいた次第でございます。

以上であります。

○議長（米山千晴君） ほかに質疑はございませんか。

○5番（菌田豊造君） 今の答弁は、疑問をますます生じてしまう。なぜかといったら、事前調査をしているはず。そういうための予算を組んでいるはずです。それにも関わらず、なかったと平気で言える。こういうようなものは虚偽の答弁といえます。違いますか。何のために事前調査をしたのか。それについてお答えください。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○未来拠点課長（清水良久君） 菌田議員の御質問にお答えします。

新産業集積エリア造成事業の着手に当たっては、事前に、基本設計等を行う中でボーリング調査を実施しております。その中で、具体的に産業廃棄物混じり土の層が確認されたということもなかったと。さらに、地歴調査というのを平成28年度に行っておりまして、地歴調査を行ったポイントにつきましても、産業廃棄物の発生、埋設が確認されなかったことも判断の材料となっております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） ほかに質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

7番 高畑議員。

○7番（高畑博行君） ただいま提案されました議案第68号 平成30年度小山町新産業集積エリア

造成事業特別会計補正予算（第1号）に反対の立場から討論いたします。

先ほど来の質問の中で、うわさとしては認識していたならば、この土地の取得に関しては、より慎重に、瑕疵担保責任をつけての契約であるべきであったというふうに私は考えます。

廃棄物が今出てきたから、町がこれをやるというのは、やっぱり筋がおかしい。当然、売り主の負うべき賠償責任を明確にすべきというふうに私は考えて、ただいま提案されております補正予算（第1号）に反対をいたします。

○議長（米山千晴君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第68号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（米山千晴君） 起立多数です。したがって、議案第68号は、原案のとおり可決されました。

追加日程第11 発議第3号 最低賃金の引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書

○議長（米山千晴君） 追加日程第11 発議第3号 最低賃金の引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。1番 遠藤 豪君。

○1番（遠藤 豪君） ただいま議題となりました発議第3号 最低賃金の引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出に当たり、提出者を代表し、提案理由の説明を申し上げます。

今回、提案の意見書につきましては、静岡県労働組合評議会議長並びに静岡県パート臨時連絡会代表者から、本町議会へ意見書の提出を求める陳情書が提出され、議会運営委員会にて総務建設委員会へ付託され、6月13日の委員会で慎重に審議され、本議会に提案することに全員の可決を得ました。

それでは、以下、意見書の朗読により、提案理由の説明とさせていただきますので、お手元の意見書を御覧ください。

意見書第1号 最低賃金の引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書。

最低賃金は、労働者の生活の安定、労働条件の改善を図る上で大変重要な役割を担っている。最低賃金を引き上げることは、労働者の「質」を高め、企業の生産性を向上させ、地域経済の活性化を図るためにも必要である。

本県の最低賃金は、昨年10月に時間給832円へ改定されたが、これは、全国平均時間給（現在848円）を9年連続下回っており、通常労働者と同じ時間数働いた場合でも、月額2万1,551円（労働時間173.8時間）、年収では25万8,614円の差が生じている。このことは、地方から大都市への人口流出の要因ともなっている。

2010年には、政労使の雇用戦略対話によって、最低賃金は「できる限り早期に全国最低800円を

確保し、景気状況に配慮しつつ、2020年までに全国平均1,000円を目指すこと」が合意されている。

よって、国においては、次の事項を実現するよう強く要望する。

一つ、最低賃金について、雇用戦略対話の合意に沿った引き上げを図ること。

一つ、中小企業への支援策を拡充し、最低賃金の引き上げを行う環境を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成30年6月21日、静岡県駿東郡小山町議会。

以上のとおり、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣に提出するものです。

提出者、遠藤 豪。

賛成者、藺田豊造、渡辺悦郎、込山恒広。

よろしく御審議のほど御承認を賜りたく、お願い申し上げます。

以上です。

○議長（米山千晴君） 提出者の説明は終わりました。これから質疑を行います。

提出者の説明に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

遠藤 豪君提出の発議第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（米山千晴君） 起立全員です。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

追加日程第12 発議第4号 静岡地方裁判所沼津支部における労働審判の実施を求める意見書

○議長（米山千晴君） 追加日程第12 発議第4号 静岡地方裁判所沼津支部における労働審判の実施を求める意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。1番 遠藤 豪君。

○1番（遠藤 豪君） ただいま議題となりました発議第4号 静岡地方裁判所沼津支部における労働審判の実施を求める意見書の提出に当たり、提出者を代表し、提案理由の説明を申し上げます。

今回、提案の意見書につきましては、静岡県弁護士会会長から本町議会へ意見書の提出を求める陳情書が提出され、議会運営委員会にて総務建設委員会へ付託され、6月13日の委員会で慎重に審議され、本議会に提案することに全員の可決を得ました。

それでは、以下、意見書の朗読により、提案理由の説明とさせていただきますので、お手元の

意見書を御覧ください。

意見書第2号 静岡地方裁判所沼津支部における労働審判の実施を求める意見書。

平成18年4月に開始された労働審判制度は、個々の労働者と事業主との間に生じた労働関係に関する紛争を裁判所において、迅速・適切かつ実効的に解決することを目的とした制度である。その導入以来、全国的に労働審判事件の申立件数は増加しており、労働審判手続による労働紛争解決の必要性は高まっている。

また、労働審判制度は、導入当初、全国の地方裁判所の本庁のみにおいて取り扱われていたが、平成22年4月の東京地方裁判所立川支部及び福岡地方裁判所小倉支部に続き、平成29年4月より、静岡地方裁判所浜松支部、長野地方裁判所松本支部及び広島地方裁判所福山支部においても取り扱いが開始された。

しかしながら、静岡地方裁判所沼津支部においては、現在のところ労働審判は実施されていない。そのため、静岡県東部地域の住民や事業主が労働審判事件の申し立てを行うためには、静岡地方裁判所本庁のある静岡市までの交通費や移動時間の負担を強いられることになり、結果として長期間の争いとなることが多い通常訴訟を静岡地方裁判所沼津支部に提起したり、訴訟外の争いに発展したり、あるいは申し立てを諦めざるを得ないなどの事態が生じ得る状況となっている。

国民に対する司法サービスの提供は、地域間で差があってはならず、国民の裁判を受ける権利を実質的に保障するためには、地方裁判所の支部において取り扱うことのできる事件を拡大することが必要である。

以上から、本町議会は、地域における司法の充実を図るため、下記事項について可及的早期に実現されるよう強く要望する。

一つ、静岡地方裁判所沼津支部において、労働審判事件の取り扱いを開始すること。

一つ、上記のため必要な裁判官及び裁判所職員の増員、物的施設の整備を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成30年6月21日、静岡県駿東郡小山町議会。

以上のとおり、内閣総理大臣、法務大臣、財務大臣、最高裁判所長官、静岡地方裁判所長に提出するものです。

提出者、遠藤 豪。

賛成者、藺田豊造、渡辺悦郎、込山恒広。

よろしく御審議のほど御承認を賜りたく、お願い申し上げます。

以上です。

○議長（米山千晴君） 提出者の説明は終わりました。これから質疑を行います。

提出者の説明に対し質疑を許します。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

遠藤 豪君提出の発議第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

追加日程第13 発議第5号 ゴルフ場利用税の堅持を求める意見書

○議長(米山千晴君) 追加日程第13 発議第5号 ゴルフ場利用税の堅持を求める意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。1番 遠藤 豪君。

○1番(遠藤 豪君) ただいま議題となりました、発議第5号 ゴルフ場利用税の堅持を求める意見書の提出に当たり、提出者を代表し、提案理由の説明を申し上げます。

今回、提案の意見書につきましては、小山町から本町議会へ意見書の提出を求める要望書が提出され、議会運営委員会にて総務建設委員会に付託され、6月13日の委員会で慎重に審議され、本議会に提案することに全員の可決を得ました。

それでは、以下、意見書の朗読により、提案理由の説明とさせていただきますので、お手元の意見書を御覧ください。

意見書第3号 ゴルフ場利用税の堅持を求める意見書。

ゴルフ場利用税は、ゴルフ場所在市町村に税収の7割がゴルフ場利用税交付金として交付されている。

ゴルフ場が所在する市町村は、過疎地域や中山間地域が多くを占め、自主的な税財源の乏しい地域にあり、これらの地域にとってゴルフ場利用税交付金は、ゴルフ場へのアクセス等周辺道路の整備、維持補修や治水等の災害対策、ごみ処理といったゴルフ場特有の需要に対応するための貴重な財源となっている。

一方、近年、ゴルフがオリンピックの正式種目になったことや、今後の消費税率引き上げを見据え、当該税廃止の動きが強まっている。こうした動きは、東京オリンピック・パラリンピックの前年となる平成31年中において更に強まることが予想される。

現在、地方自治体は、医療・介護などの社会保障、社会資本の老朽化への対応、子育て支援、教育などにおいて果たす役割が年々増大しており、これらの課題解決にはゴルフ場利用税交付金を含む財源の確保が必要不可欠である。

また、国は地方創生を推進する中、地方自治体に自主自立した財政基盤を確立し、安定かつ継続性のある行財政運営を求めているが、地方自治体の貴重な財源となっているゴルフ場利用税交

付金を廃止することは、地方創生に逆行するものと言わざるを得ない。

よって、国におかれては、これらの実情を御賢察いただき、現行制度が存続されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成30年6月21日、静岡県駿東郡小山町議会。

以上のとおり、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣に提出するものです。

提出者、遠藤 豪。

賛成者、藺田豊造、渡辺悦郎、込山恒広。

よろしく御審議のほど御承認を賜りたく、お願い申し上げます。

以上です。

○議長（米山千晴君） 提出者の説明は終わりました。これから質疑を行います。

提出者の説明に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

遠藤 豪君提出の発議第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（米山千晴君） 起立全員です。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

追加日程第14 発議第6号 「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」調査対策特別委員会の設置について

○議長（米山千晴君） 追加日程第14 発議第6号 「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」調査対策特別委員会の設置についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。3番 鈴木 豊君。

○3番（鈴木 豊君） ただいま議題となりました、発議第6号 「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」調査対策特別委員会の設置については、朗読をもって提案理由の説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

発議第6号 「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」調査対策特別委員会の設置について、地方自治法第112条第1項、小山町議会委員会条例第5条並びに小山町議会会議規則第14条の規定により、下記のとおり提出します。

平成30年6月21日提出。

提出者は、鈴木 豊。

賛成者、遠藤 豪、佐藤省三、池谷 弘、藺田豊造、阿部 司、高畑博行、渡辺悦郎、込山恒広、池谷洋子。

1、設置の理由。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会自転車競技ロードレースが本町で開催されるに当たり、それに伴う準備等を効果的かつ円滑に推進するとともに、同大会の開催を契機とした本町の更なる活性化を図るため、「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」調査対策特別委員会を設置し、調査・研究を行う。

2番目に、委員定数につきましては、議長を除く全議員。議長はオブザーバーということにします。

3番、期限。

審査または調査が終了するまで。

以上のとおり、特別委員会の設置について御説明いたしましたが、何とぞ議員の皆様の格別の御高配をいただき、御賛同をよろしくお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。よろしくお願い申し上げます。

○議長（米山千晴君） 提出者の説明は終わりました。

お諮りします。本案は、提出者並びに賛成者が議員全員でありますので、質疑、討論、採決を省略し、本特別委員会を設置することを決定したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」調査対策特別委員会を設置することに決定しました。

追加日程第15 「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」調査対策特別委員会委員の指名について

○議長（米山千晴君） 追加日程第15 「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」調査対策特別委員会委員の指名についてを議題とします。

ただいま設置されました、「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」調査対策特別委員会委員の選任については、小山町議会委員会条例第7条第4項の規定により、議長が議会に諮って指名することになっております。

よって、お手元に配付しました名簿のとおり、議長を除く議員全員を指名したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、「東京2020オリンピック・パラリンピ

ック競技大会」調査対策特別委員会の委員は、お手元に配付しました名簿のとおり指名することに決定いたします。

お諮りします。「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」調査対策特別委員会の正副委員長は、小山町議会委員会条例第8条第3項の規定により、委員会の互選となっております。

ここで10分間の休憩をして、その間に選任をお願いいたします。

なお、会場は議員控室をお願いいたします。

それでは、ここで10分間休憩といたします。

午前11時15分 休憩

午前11時22分 再開

○議長（米山千晴君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」調査対策特別委員会の正副委員長が選任されましたので、ここでお知らせいたします。

委員長に、8番 渡辺悦郎君、副委員長に、2番 佐藤省三君が選出されました。

ただいま、特別委員会の閉会中の継続調査について申し出がありました。申出書を配付いたします。

（申 出 書 配 付）

○議長（米山千晴君） 配付漏れはございませんか。

追加日程第16 「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」調査対策特別委員会の閉会中の継続調査について

○議長（米山千晴君） 追加日程第16 「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」調査対策特別委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」調査対策特別委員会委員長から、委員会において、「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の自転車競技」推進対策のための調査・研究について、会議規則第76条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

この調査期間は、審査または調査終了までです。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で、本定例会に提出されました議案、その他の議事は全部終了いたしました。

これで会議を閉じ、平成30年第4回小山町議会6月定例会を閉会といたします。

午前11時26分 閉会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 米 山 千 晴

署 名 議 員 池 谷 弘

署 名 議 員 藪 田 豊 造